

令和7年第4回四万十町議会定例会

議案説明資料

令和7年12月3日開会

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 9 号	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	1
議案第 8 9 号	四万十町観光交流拠点施設用地の売買契約の締結について	5
議案第 9 0 号	四万十町景観計画の変更について	8
議案第 9 1 号	高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更について	11
議案第 9 2 号	高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について	14
議案第 9 3 号	四万十町子育て支援住宅条例について	16
議案第 9 4 号	四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について	18
議案第 9 5 号	四万十町景観条例について	20
議案第 9 6 号	四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	38
議案第 9 7 号	四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	74
議案第 9 8 号	四万十町保育所条例の一部を改正する条例について	75
議案第 9 9 号	四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について	76
議案第 1 0 0 号	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について	80
議案第 1 0 1 号	四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について	82
議案第 1 0 2 号	災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係条例の整備に関する条例について	88
議案第 1 0 3 号	四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について	91
議案第 1 0 4 号	四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について	107
議案第 1 0 5 号	四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について	111
議案第 1 0 6 号	令和 7 年度四万十町一般会計補正予算（第 4 号）	別冊
議案第 1 0 7 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 0 8 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 0 9 号	令和 7 年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 0 号	令和 7 年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 1 号	令和 7 年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊
議案第 1 1 2 号	令和 7 年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	別冊

目次

議案番号	付議事件名	ページ
議案第 1 1 3 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 1 1 4 号	令和 7 年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算 (第 3 号)	別冊
議案第 1 1 5 号	令和 7 年度四万十町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊
議案第 1 1 6 号	令和 7 年度四万十町下水道事業会計補正予算 (第 2 号)	別冊

■報告第9号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）

【要旨】

公用車の交通事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項に基づく四万十町長専決処分事項（平成18年四万十町議会告示第4号）第2項の規定により専決処分しましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第2項の規定により報告するものです。

【内容】

発 生 場 所	四万十町新開町2番8号先路上（三叉路交差点）
概 要	令和7年6月18日午後8時5分頃、新開町三叉路交差点を西から右折しようとしたところ、直進してきた対向車両と接触し、当該運転手を負傷させたもの。
専 決 処 分 日	令和7年10月23日
賠 償 金 額	173,469 円 内訳（治療関係費等、町の過失割合10割）
相 手 方	四万十町 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX

○事故の詳細

〔位置図〕



〔被害車両：全損〕



〔事故当時の状況〕



令和 7 年 6 月 18 日午後 8 時 5 分頃、公用車を運転する四万十町職員が、十和地域での業務を終えて本庁までの帰路の途中、新開町三叉路交差点にて右折しようとして一時停止したところ、前方の対向車が 1 台通過した後にそのすぐ後ろを走行していた対向車に気が付かず右折して交差点に進入し、対向の直進車と衝突した。

相手車両には運転手と助手席に同乗者が、公用車には運転する職員のみが乗車しており、3 名とも事故直後に病院に救急搬送されたが、診察を受けた後すぐに帰宅した。また、事故車両については双方とも自走不可能であり、当日中にレッカー移動されている。

事故後、町担当課が保険会社と協議をしながら、損害賠償の相手方を車両所有者・運転手・同乗者の 3 件に分けて保険金の支払いに向けた準備を進めており、今回の専決処分の報告は運転手を対象とするものである。

①車両への対応について

車両前方部分が大破し廃車となり、国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項に基づく賠償額は、車両時価価格 530,000 円で、車両に対する過失割合は 95%と判断されたことから 503,500 円と決定し、令和 7 年 8 月 6 日の臨時議会において議決済みである。

②運転手への対応について

事故後、近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け、当日深夜そのまま帰宅している。その後、接骨院への通院治療等をしており、治療関係費等で 173,469 円の賠償額が確定した。

よって、地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項第 2 項の規定により専決処分すべき案件となり、10 月 23 日付けで示談が成立したため、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により本議会において報告をするものである。

③同乗者への対応について

事故後、運転手と同様に近隣の病院へ緊急搬送され、診察を受け当日深夜に帰宅している。胸部を打撲しており、その後接骨院等への通院治療と事故後数日間の休業などがあり、現在もまだ通院中であることから、金額は確定していないが治療関係費等が損害賠償の対象となる見込みである。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

地方自治法第 180 条第 1 項に基づく四万十町長専決処分事項

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、町長において専決処分することのできる事項を次のとおり指定する。

1 （略）

2 法律上町の義務に属する損害賠償額の決定で、その額が 50 万円以下のもの

3～6 （略）

■議案第89号 四万十町観光交流拠点施設用地購入のための売買契約の締結について

【要旨】

四万十町では、今後の四国横断自動車道延伸に伴い、地域内の滞留・滞在の減少などが懸念されています。そのため、四万十町の玄関口である四万十町中央ICに近い道の駅めぐり窪川の隣接地に交流拠点となる施設を整備することで、観光客の誘致、町内への滞留・滞在を促進し、商工・観光事業者の所得向上と地域の活性化を目指しています。

本議案は、観光交流拠点施設の施行予定地である土地の所有者と売買契約を締結するため、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年四万十町条例第47号）第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

【売買契約締結内容】

- | | |
|-----------|-------------------|
| 1. 契約件名 | 四万十町観光交流拠点施設整備事業 |
| 2. 土地の所在 | 四万十町平串472番地1 他30筆 |
| 3. 土地の面積 | 合計11,402㎡ |
| 4. 契約方法 | 随意契約 |
| 5. 契約金額 | 合計24,362,300円 |
| 6. 契約の相手方 | 四万十町 他4名 |

【購入する場所】

別紙のとおり

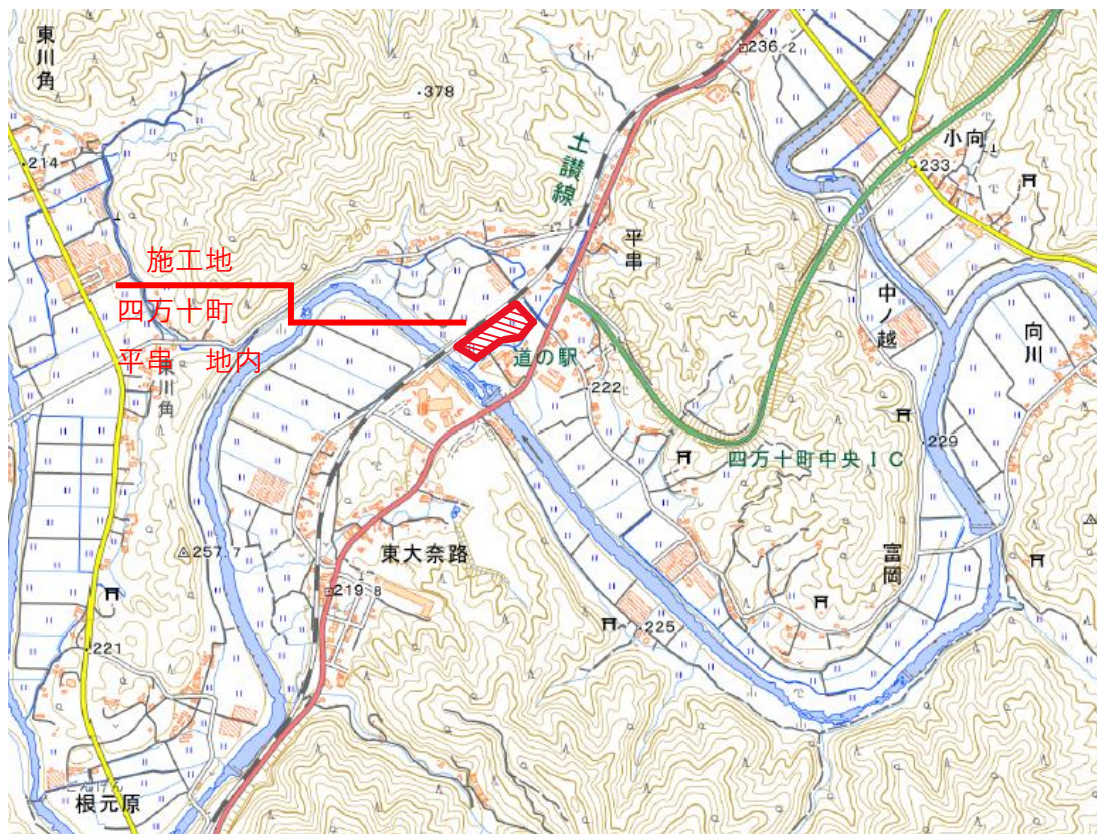
【根拠法令】

四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（抜粋）

（議会の議決に付すべき財産の取得又は処分）

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格700万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

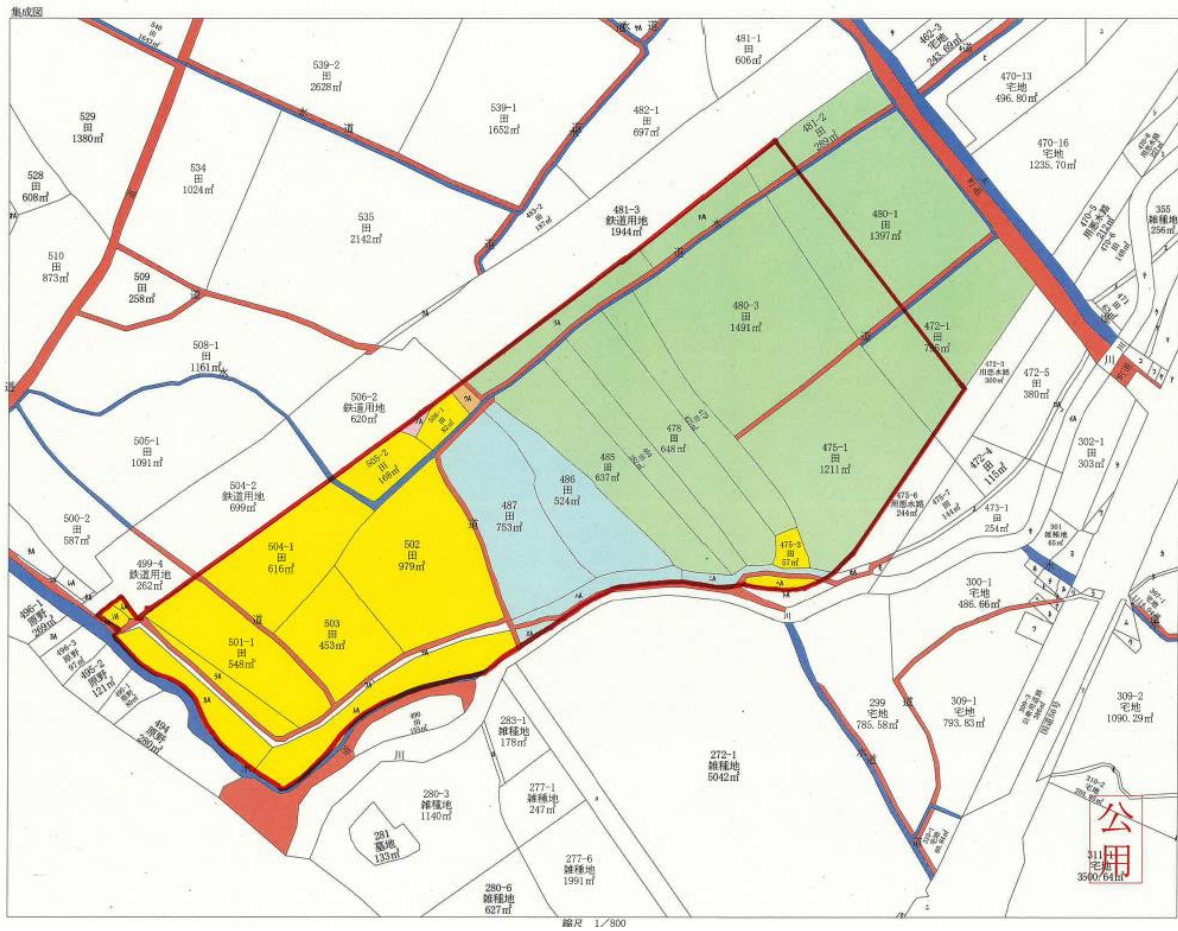
○事業施工地の位置を表示する図面



○土地の所在



○地籍図



■議案第90号 四万十町景観計画の変更について

【要旨】

四万十町の「景観計画」は、景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 8 条及び四万十町景観条例（平成 20 年四万十町条例第 27 号）第 6 条の規定に基づき、四万十川流域の良好な景観を守るため平成 20 年度に策定したものです。

本町の景観行政は、別途、文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）に基づき策定した「文化的景観保存活用計画」と関連性を持たせるとともに、同様にこれらの計画を策定した四万十川流域 5 市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）がそれぞれの個性を生かしながらも一定の足並みを揃えて取り組みを進めてきました。

しかし、景観計画と文化的景観保存活用計画に定める計画区域や運用内容が一部整合していないことや、景観計画に定める重点区域の対象行為等に四万十川流域 5 市町で差異が生じているなどの課題があったことから、今回、これらを見直すことを目的に景観計画を変更するものです。

【変更の内容】

（１）重要文化的景観との関連性を追記

本来、景観計画には「重要文化的景観の保存継承の方針」と「重要文化的景観の選定範囲が景観計画区域内にあること」を景観法に基づき記載しておく必要があるためこれを追記します。

（２）区域区分の見直し

現行の景観計画では、重点的に景観を守ることを目的とした「景観重点区域」と、それ以外の「一般区域」に分類し、更に景観重点区域を「第 1 種地区」「第 2 種地区」に分類していました。

しかし、文化的景観保存活用計画で重要構成要素として位置づけられ本来厳しい規制が求められるにも関わらず、景観計画では規制が緩やかな一般区域内に存在し、第 1 種地区と第 2 種地区にまたがり届出対象行為等に差異が生じる集落が存在するため、当該集落を飛地のようなイメージで「第 3 種地区」として別で分類します。

（３）「道路（橋梁）」及び「河川」の位置づけの見直し

景観計画では、地域の核となり景観にも大きな影響を与える公共施設を「景観重要公共施設」としており、現計画では「全ての国道・県道・町道（橋梁）」「一部の林道」「全ての河川」をこれに位置付けています。

一方、文化的景観保存活用計画では、四万十川及び梶原川から見た第一稜線までにある「道路（橋梁）」と「河川」を対象としているため、景観保全の重要度に齟齬が生じていました。

また、現行の景観計画には道路や河川の工事等を行う際の「整備方針」がなかったため、その都度景観への配慮に差異が生じ、協議に時間を要することが課題となっていました。

そこで、景観計画の対象公共施設を重要文化的景観の重要構成要素と整合させるため、新たに「景観重要河川の整備方針」と「景観重要道路の整備方針」等を設けます。

(4) 流域市町による「届出対象行為」の統一と規模の見直し

届出対象行為の区分項目は、これまでは四万十川条例に準じて設定していましたが、景観法に規定される項目に沿って修正し、併せて届出が必要な規模が5市町で差異があったため、統一した基準に見直します。

なお、現計画では届出対象行為の条件は四万十川に近い第1種地区が1番厳しく、2番目に第2種地区、3番目に一般地区と順々に届出規模が緩やかになっていましたが、新たに3種地区を設けることで、第3種地区の届出規模が1番厳しいものとなり、次に第1種地区、さらに第2種地区、一般地区という流れで届出規模が緩くなります。

ただ、第3種地区となった集落は、そもそも重要文化的景観の重要構成要素の集落として指定を受けており、これまでも少しの変化で町の文化財担当課（内容によっては文化庁）と協議し必要に応じて届出をする必要がありましたし、今回の届出対象行為の見直しをすることで双方の整合性が図れるとともに相互チェック機能が働くことにもなります。

また、現行の計画書には、景観法で定める届出が適用されない行為（仮設物、農作物の作付け、森林伐採等）の記述がありませんでした。これらは、住民等からの問い合わせの多い内容であるため、計画書にも記述しておくことで住民へ分かりやすく周知を図ることができます。

(5) 文化的景観保存活用計画の土地利用方針に沿った「景観形成基準」の見直し

前述の届出対象行為と同様に景観計画では良好な景観を形成・保全するための建築物の高さの上限や、色・景色の見え方等の基準を示す「景観形成基準」を設けて、項目別の一覧表にしていますが、体系的に検索しやすくするため、この整理を行っています。

また、現計画の景観形成基準は四万十川条例の許可基準に準じており、今後建築物や構築物の高さの基準などは変更しませんが、その他の内容については文化的景観保存活用計画で示されている「土地利用方針」と整合性を図ります。

【根拠法令】

四万十町議会基本条例（平成 22 年四万十町条例第 26 号）（抜粋）

（法第 96 条第 2 項の議決事項）

第 11 条 法第 96 条第 2 項の議会の議決事項については、次のとおり定めるものとする。ただし、各号の議決を受けた計画の簡易な変更についてはこの限りでない。

（１）～（５） （略）

（６） 景観計画・文化的景観保存計画

（７）～（９） （略）

景観法（抜粋）

（景観計画）

第 8 条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地（水面を含む。以下この項、第 11 条及び第 14 条第 2 項において同じ。）の区域について、良好な景観の形成に関する計画（以下「景観計画」という。）を定めることができる。

（１）～（５） （略）

2 ～ 1 1 （略）

四万十町景観条例（抜粋）

（景観計画の策定）

第 6 条 町長は、景観を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにするとともに、町民等と協力してその目標を実現するための指針となる景観計画を策定しなければならない。

2 ～ 4 （略）

5 第 2 項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用する。

■議案第91号 高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の変更及び高幡
広域市町村圏事務組合規約の一部変更について

【要旨】

一部事務組合の組織、事務及び規約の変更にあたっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体の協議によってこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可が必要となります。今般、高幡広域市町村圏事務組合規約内の共同処理する事務の一つである「須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」が新一部事務組合へ移譲されることに伴い、高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する必要が生じたことから、協議にあたって必要となる議会の議決を経るため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【協議を行う内容】

第3条 次表を次のように変更します。

共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、 四万十町、梶原町、 津野町

【新旧対照表】

別紙のとおり

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

高幡広域市町村圏事務組合規約の一部を変更する規約新旧対照表

改正後		改正前	
第3条 次表		第3条 次表	
共同処理する事務	市 町	共同処理する事務	市 町
高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	高幡広域ふるさと市町村圏計画の策定及び同計画に基づく事業の実施、進行管理、連絡調整並びに広域活動計画に基づく事業の実施に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	<u>須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務</u>	<u>須崎市、津野町</u>
地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	介護保険法（平成9年法律第123号）第14条に規定する介護認定審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町	地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく市町村税、国民健康保険税及び個人県民税並びにその附帯債権並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づく債権及びその附帯債権（以下「滞納税等」という。）に係る滞納事案のうち、組織市町の長との協議により、組合が処理することとなった事案に係る滞納税等の滞納整理に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第15条に規定する介護給付費等の支給に関する審査会の設置及び運営に関する事務	須崎市、中土佐町、四万十町、梶原町、津野町

■議案第92号 高幡広域市町村圏事務組合規約の一部変更に伴う財産処分について

【要旨】

一部事務組合の組織、事務及び規約の変更に伴う財産処分を必要とするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定に基づき、関係地方公共団体の協議が必要となります。高幡広域市町村圏事務組合の共同処理する事務の一つである「須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務」が新一部事務組合へ移譲されることに伴い、同組合の財産である須崎斎場を無償譲渡することについて、協議にあたって必要となる議会の議決を経るため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

【譲渡理由】

須崎斎場の設置及び維持管理並びに運営に関する事務を新一部事務組合が行うにあたり必要となる施設であるため。

【譲渡する財産】

建 物	名 称	須崎斎場
	設 置 目 的	須崎市及び津野町の火葬業務を共同処理することを目的とする。
	竣 工	平成11年12月臨時会議決日の翌日
	所 在 地	須崎市池ノ内字船戸970番地7他
	延 床 面 積	1,696.21 m ²
	建 築 構 造	鉄筋コンクリート造り3階建
	固定資産評価額	非課税
土 地	別表 土地一覧のとおり	
物 品	別表 備品一覧のとおり	
基 金	令和8年3月31日現在における残高	

【譲渡年月日】

令和8年4月1日

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（財産処分）

第 289 条 第 286 条、第 286 条の 2 又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

（議会の議決を要する協議）

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

■議案第93号 四万十町子育て支援住宅条例について

【要旨】

昨年度に松葉川地区の米奥に農業支援住宅を3棟3戸建設しており、引き続き、今年度、農業支援住宅に隣接した土地に、子育て支援住宅木造平屋建て3棟3戸の整備を進めているところです。

本条例は、当該施設を公の施設として設置するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、子育て支援住宅の設置及び管理に関する事項について定めるものです。

【施行期日】

令和8年1月1日

【施設の概要】

名 称	米奥団地			
建設年度	令和7年度			
構 造	木造平屋建て			
設置場所等	棟	床面積	設置場所	間取り
	5号	81.15 m ²	四万十町米奥 1983 番地 3	3 LDK
	6号	81.98 m ²	四万十町米奥 1983 番地 2	3 LDK
	7号	81.15 m ²	四万十町米奥 1983 番地 1	3 LDK

【現在の状況】



【根拠法令】

地方自治法 （抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

■議案第94号 四万十町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について

【要旨】

この条例については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「改正法」という。）が、令和6年6月12日に公布されたことに伴い、制定が必要になったものです。

この改正法においては、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」が創設（令和7年4月1日から制度化）され、令和8年4月1日から給付化されることとなっています。

改正法による改正後の児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の16第1項において、「市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営についての基準を条例で定めなければならない」とされていることから、本条例を制定するものです。

【条例の内容】

児童福祉法第34条の16第2項の規定に基づき、「乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）」に従い、また、同内閣府令を参酌した内容となっており、乳児等通園支援事業を行う者を町が認可する際の基準となるものです。

【施行期日】

令和8年4月1日

【根拠法令】

改正法による改正後の児童福祉法 抜粋

〔家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業〕

第34条の15 市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

② 国、都道府県及び市町村以外の者は、内閣府令の定めるところにより、市町村長の認可を得て、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業を行うことができる。

③ ～ ⑦ （略）

〔設備及び運営の基準〕

第34条の16 **市町村は、家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。**この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な保育の水準を確

保するものでなければならない。

② 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業に従事する者及びその員数

二 家庭的保育事業等又は乳児等通園支援事業の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

③ (略)

■議案第95号 四万十町景観条例について

【要旨】

四万十町景観計画の変更に併せて、根拠法令である四万十町景観条例（平成 20 年四万十町条例第 27 号）を改正するものです。改正にあたり、条文を大幅に変更、加筆及び削除する点が多いため、本条例の全部を改正します。

【主な改正内容】

四万十川流域 5 市町（四万十市、四万十町、中土佐町、津野町、梶原町）で共通する条項については、ある程度足並みをそろえるとともに、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の規定との重複や差異等がある条項について、法の規定に沿った内容に訂正し、条例全体の体裁を整えます。

また、届出対象行為の規模については、四万十川流域 5 市町と区域区分ごとに統一し、その具体的な数値を四万十町景観条例施行規則（平成 20 年規則第 32 号）に位置づけるものとします。

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町景観条例の全部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町景観条例 平成20年8月28日条例第27号 四万十町景観条例 <u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条－第5条）</u> <u>第2章 景観計画（第6条・第7条）</u> <u>第3章 行為の制限（第8条－第15条）</u> <u>第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第16条－第21条）</u> <u>第5章 四万十町景観協議会（第22条）</u> <u>第6章 雑則（第23条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> （目的） 第1条 この条例は、四万十町の豊かな自然と人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り、育て、創って、未来へと引き継ぐために、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観行政団体が定める景観計画（<u>法第8条第1項に規定する景観計画をいう。以下同じ。</u>）に基づき必要な事項を定め、四万十川流域の他の景観行政団体と協調して、自然的社会的諸条件に応じた施策を町民協働のもとに展開し、もって四万十川をはじめとした美しく風格のある良好な景観の形成に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該	○四万十町景観条例 平成20年8月28日条例第27号 四万十町景観条例 <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> （目的） 第1条 この条例は、四万十町の豊かな自然と人々の暮らしの中で築かれた良好な景観を守り、育て、創って、未来へと引き継ぐために、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び景観行政団体が定める景観計画に基づき必要な事項を定め、四万十川流域の他の景観行政団体と協調して、自然的社会的諸条件に応じた施策を町民協働のもとに展開し、もって四万十川をはじめとした美しく風格のある良好な景観の形成に資することを目的とする。 （定義） 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該

改正後	改正前
各号に定めるところによる。 <u>削除</u>	各号に定めるところによる。 <u>(1) 景観の形成 良好な景観を保全し、又は景観を創出すること</u> <u>をいう。</u>
<u>削除</u>	<u>(2) 廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定するものをいう。</u>
<u>削除</u>	<u>(3) 景観重点区域第一種地区、景観重点区域第二種地区及び景観一般区域 四万十町景観計画（法第8条第1項の規定により定める四万十町景観計画をいい、以下「景観計画」という。）に規定するものをいう。</u>
<u>(1) 町民 町内に居住し、通勤し、若しくは通学する者又は土地、建築物若しくは工作物に関する権利を有する者をいう。</u>	<u>新設</u>
<u>(2) 事業者 町内において事業を行う個人、法人その他の団体をいう。</u>	<u>新設</u>
<u>(3) 工作物 建築物以外の工作物のうち規則で定めるものをいう。</u>	<u>新設</u>
2 その他の用語の定義は、法及び景観計画の例による。 (基本理念)	2 その他の用語の定義は、法及び景観計画の例による。 (基本理念)
第3条 四万十町の良好な景観は、町民共有の財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受できよう、町、町民及び事業者の適切な役割分担と協働のもとに形成されなければならない。 (町の責務)	第3条 四万十町の良好な景観は、町民共有の財産として、現在及び将来の町民がその恩恵を享受できよう、町、町民及び事業者の適切な役割分担と協働のもとに形成されなければならない。 (町長の責務)
第4条 町は、前条の基本理念にのっとり、景観の形成に関する施策を定め、計画的に実施しなければならない。	第4条 町長は、前条の基本理念にのっとり、景観の形成に関する施策を定め、計画的に実施しなければならない。
2 町は、景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、町民の意見を反映させるよう努めなければならない。	2 町長は、景観の形成に関する施策の策定及び実施にあたっては、町民の意見を反映させるよう努めなければならない。
3 町は、公共施設等の整備を行う場合には、景観の形成に先導的	3 町長は、公共施設等の整備を行う場合には、景観の形成に先導的

改正後	改正前
な役割を果たすよう努めなければならない。 4 町は、町民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができよう意識の高揚、知識の普及を図るなど必要な措置を講ずるものとする。 5 町は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び公共的団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。 (町民及び事業者の責務) 第5条 町民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、町が持つ地域特性に配慮し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。 2 町民及び事業者は、町長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 <u>第2章 景観計画</u> (景観計画の策定) 第6条 町長は、景観を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにするとともに、町民等と協力してその目標を実現するための指針となる景観計画を策定しなければならない。 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、<u>法第9条に定めるもののほか、あらかじめ第22条に規定する四万十町景観協議会(同条第1項を除き、以下「協議会」という。)</u>の意見を聴かなければならない。 3 町長は、景観計画を定めようとするときは、必要に応じて<u>四万十町文化的景観整備管理委員会(平成23年教育長告示第2号)第1条に規定する委員会をいう。)</u>の意見を聴くものとする。	な役割を果たすよう努めなければならない。 4 町長は、町民及び事業者が景観の形成に積極的な役割を果たすことができよう意識の高揚、知識の普及を図るなど必要な措置を講ずるものとする。 5 町長は、必要があると認めるときは、国、他の地方公共団体及び公共的団体に対し、景観の形成について協力を要請するものとする。 (町民及び事業者の責務) 第5条 町民及び事業者は、自らが景観の形成の主体であることを認識し、町が持つ地域特性に配慮し、積極的に景観の形成に寄与するよう努めなければならない。 2 町民及び事業者は、町長が実施する景観の形成に関する施策に協力しなければならない。 <u>新設</u> (景観計画の策定) 第6条 町長は、景観を総合的かつ計画的に推進するため、景観の形成に関する基本的な目標を明らかにするとともに、町民等と協力してその目標を実現するための指針となる景観計画を策定しなければならない。 2 町長は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ<u>第20条に規定する四万十町景観協議会(以下「協議会」という。)</u>及び<u>四万十町都市計画審議会</u>の意見を聴かなければならない。 3 町長は、景観計画を定めようとするときは、必要に応じて<u>四万十町文化財保護審議会</u>の意見を聴くものとする。

改正後	改正前
4 町長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければなら ない。	4 町長は、景観計画を定めたときは、これを告示しなければなら ない。
5 第2項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用す る。 (景観重点区域の指定) 第7条 町長は、景観計画区域のうち、重点的に景観の形成を図る 必要があると認める区域を、景観重点区域として指定することが できる。	5 第2項から前項までの規定は、景観計画の変更について準用す る。 (景観重点区域の指定) 第7条 町長は、景観計画区域のうち、重点的に景観の形成を図る 必要があると認める区域を、景観重点区域として指定することが できる。
2 町長は、景観重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ 当該区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、協議会の 意見を聴かなければならない。	2 町長は、景観重点区域を指定しようとするときは、あらかじめ 当該区域の住民及び利害関係人の意見を聴くとともに、協議会の 意見を聴かなければならない。
<u>削除</u>	<u>3 町長は、景観重点区域を指定しようとするときは、その旨を告示 し、その案を当該告示の日から2週間公衆の縦覧に供さなければな らない。</u>
<u>削除</u>	<u>4 前項の規定による告示があったときは、当該区域の住民及び利害 関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案につ いて、町長に意見書を提出することができる。</u>
<u>削除</u>	<u>5 町長は、前項の規定により意見書が提出されたときは、その要旨 を協議会に提出しなければならぬ。</u>
<u>削除</u>	<u>6 町長は、景観重点区域を指定したときは、これを告示しなければ ならない。</u>
<u>削除</u>	<u>7 第2項から前項までの規定は、景観重点区域の指定の変更につい て準用する。</u>
<u>削除</u>	<u>(景観形成基準)</u>
<u>削除</u>	<u>第8条 景観重点区域第一種地区、景観重点区域第二種地区及び景観 一般区域ごとに景観形成基準（以下「基準」という。）を定めるも</u>

改正後	改正前
<u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> (2) <u>学術研究、環境学習その他公益上の事由により町長が特に必要と認めるもの</u> (3) <u>その他良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがない行為として規則で定める行為</u> (特定届出対象行為) <u>第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号の届出を要する行為とする。</u> <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> (景観計画との適合) <u>第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為を景観計画に適合させなければならない</u>	<u>ら(6)までに規定する許可（景観計画にその基準が定められているものに限る。）を受けて行う行為</u> (6) <u>景観計画に定める景観重点区域第一種地区で別表1に掲げる規模の行為</u> (7) <u>景観計画に定める景観重点区域第二種地区で別表2に掲げる規模の行為</u> (8) <u>景観計画に定める景観一般区域で別表3に掲げる規模の行為</u> (9) <u>その他町長が認めるもの</u> (特定届出対象行為) <u>第13条 町長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、次の各号に定める特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。この場合においては、前条第1項の規定は、適用しないものとする。</u> (1) <u>法第16条第1項第1号に定める建築物の建築等</u> (2) <u>法第16条第1項第2号に定める工作物の建設等</u> 2 <u>前項の規定による制限に関する技術的細目は、規則で定める。</u> (基準の遵守) <u>第11条 景観計画区域内において、第9条に掲げる各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、当該行為が当該区域に係る基準</u>

改正後	改正前
<u>ならない。</u> <u>(法に基づく届出をした者に対する通知)</u> <u>第13条</u> 町長は、<u>法第16条第1項又は第2項の規定による届出のあった場合において、当該届出に係る行為が、景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、その旨を当該届出をした者に通知するものとする。</u> <u>(行為の完了又は中止の届出)</u> <u>第14条</u> 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、<u>当該届出に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに町長にその旨を届け出なければならない。</u> <u>(勧告又は変更命令等に係る手続)</u> <u>第15条</u> 町長は、<u>法第16条第3項の規定による勧告、法第17条第1項若しくは第5項の規定による変更命令を行う場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</u> <u>削除</u> <u>削除</u>	<u>に適合するよう努めなければならない。</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> (勧告) <u>第12条</u> 町長は、<u>第9条の規定による届出があった場合において、その届出に係る行為が景観計画に定められた当該行為についての制限に適合しないと認めるときは、その届出をした者に対し、その届出に係る行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを勧告することができる。この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</u> <u>2 前項の勧告は、第9条の規定による届出のあった日から30日以内にしなければならない。</u> <u>3 前各項の規定にかかわらず、国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第9条の届出をすることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、同項の届出を要する行為をしようとするときは、あらかじめ、町長にその旨を通知しなければならない。</u> <u>新設</u> <u>(景観重要建造物の指定)</u>

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木
(景観重要建造物の指定等)

改正後	改正前
<u>第16条</u> 町長は、<u>法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定を</u>しようとするときは、<u>同条第2項の規定によるもののほか、</u>あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者の同意を得なければならない。 <u>削除</u> <u>2</u> 町長は、<u>前項の景観重要建造物を指定したときは、その旨を</u>告示するものとする。 <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u> <u>削除</u>	<u>第14条</u> 町長は、<u>景観計画に定められた景観重要建造物の指定の方針に即し、景観計画区域内の良好な景観の形成に重要な建造物景観の形成に重要な価値があると認める建築物等を景観建築物等（以下「景観重要建造物」という。）として指定することができる。</u> <u>2</u> 町長は、<u>景観重要建造物を指定しようとするときは、あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者等の同意を得なければならない。</u> <u>3</u> <u>景観計画区域内の建造物の所有者は、町長に対し、景観重要建造物として指定することを提案することができる。この場合において、当該建造物に当該提案に係る所有者以外の所有者がいるときは、あらかじめ、その全員の合意を得なければならない。</u> <u>4</u> 町長は、<u>景観重要建造物を指定したときは、当該景観重要建造物の名称、所在地、所有者等その他必要な事項を告示するとともに、管理上の修繕、防災上の措置、定期点検の内容等の管理の方法の基準及びその財政的な支援措置等について規則で定めるところにより、その所有者等に通知するものとする。</u> <u>5</u> 町長は、<u>第1項の規定により、景観重要建造物を指定したときは、これを表示する標識を設置しなければならない。</u> (指定の解除) <u>第15条</u> 町長は、<u>景観重要建造物が朽廃、滅失等により景観の形成上の価値を失ったと認めたとき、その他特別の理由があると認めるときは、景観重要建造物の指定を解除することができる。</u> <u>2</u> <u>景観重要建造物が、文化財保護法（昭和25年法律第214号）その他の法令の規定により文化財等に指定されたときは、当該景観重要建造物の指定は解除されたものとする。</u>

改正後	改正前
3 <u>前2項の規定は、法第27条第1項又は第2項の規定による<u>景観重要建造物の指定の解除</u>について準用する。</u> <u>(<u>景観重要建造物の現状変更等の許可</u>)</u> <u>第17条</u> <u>町長は、法第22条第3項の規定により許可に必要な条件を付する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</u> 2 <u>景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物に係る所有権その他の権限を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</u> <u>削除</u> <u>削除</u> (景観重要建造物の所有者の管理義務等) <u>第18条</u>	3 <u>前条第2項から第4項までの規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。</u> <u>(現状変更等の届出)</u> <u>第17条 景観重要建造物の所有者等は、当該景観重要建造物の現状を変更し、又は当該景観重要建造物に係る所有権その他の権原を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。ただし、通常の管理行為若しくは軽易な行為又は災害等のため必要な応急措置として行う行為で、景観の形成に支障を及ぼすおそれがないものについては、この限りでない。</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>(助言及び指導)</u> <u>第18条 町長は、前条の規定による届出があった場合において、当該届出に係る行為により景観重要建造物の景観の形成上の価値が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該届出をした者に対し、景観の形成を図るため必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導することができ、この場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</u> <u>(景観重要建造物の所有者の管理義務等)</u> <u>第16条 景観重要建造物の所有者等は、その良好な景観が損なわれないよう適切に管理しなければならない。</u>

改正後	改正前
<u>法第25条第2項に規定する条例で定める</u> <u>景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。</u> (1) <u>景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。</u> (2) <u>景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検し、消火機材の設置、その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。</u> (景観重要樹木の指定等) 第19条 <u>町長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、同条第2項の規定によるもののほか、あらかじめ協議会の意見を聴くとともに、規則で定めるところにより、当該所有者の同意を得なければならない。</u> 2 <u>町長は、前項の景観重要樹木を指定したときは、その旨を告示するものとする。</u> 3 <u>前2項の規定は、法第35条第1項又は第2項の規定による景観重要樹木の指定の解除について準用する。</u> (景観重要樹木の現状変更等の許可) <u>第20条 町長は、法第31条第2項の規定により準用する、許可に必要な条件を付する場合において必要があると認めるときは、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。</u> 2 <u>景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木に係る所有権その他の権限を移転しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を町長に届け出なければならない。</u> (景観重要樹木の所有者の管理義務等) <u>第21条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。</u>	2 <u>町長は、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準として次のとおり定める。</u> (1) <u>景観重要建造物の修繕は、原則として当該修繕前の概観を変更することのないようにすること。</u> (2) <u>景観重要建造物の焼失を防ぐため、その敷地、構造又は建築設備の状況を定期的に点検し、消火機材の設置、その他の景観重要建造物の防災上の措置を講ずること。</u> (景観重要樹木の指定等) 第19条 <u>第14条から第18条までの景観重要建造物に関する規定は、「景観重要建造物」を「景観重要樹木」と読み替えて景観重要樹木の指定等に準用する。ただし、第16条第2項の景観重要樹木の管理の方法の基準は次のとおりとする。</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u> <u>新設</u>

改正後	改正前			
(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。 (2) 景観重要樹木の焼失、枯死などを防ぐため、病害虫の駆除、その他の処置を行うこと。 <u>第5章 四万十町景観協議会</u> (景観協議会) <u>第22条</u> 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、四万十町景観協議会を置く。 2 協議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、及び審議し、並びに良好な景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。 3 協議会は、委員10人をもって組織する。 4 協議会は、<u>良好な景観の形成に関し識見を有する者その他町長が適当と認める者</u>のうちから、町長が委嘱する。 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>第6章 雑則</u> (委任) <u>第23条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。 <u>削除</u>	(1) 景観重要樹木の良好な景観を保全するため、剪定その他の必要な管理を行うこと。 (2) 景観重要樹木の焼失、枯死などを防ぐため、病害虫の駆除、その他の処置を行うこと。 <u>新設</u> (景観協議会) <u>第20条</u> 良好な景観の形成に関する重要な事項を調査審議するため、四万十町景観協議会を置く。 2 協議会は、町長の諮問に応じ、良好な景観の形成に必要な事項を調査し、及び審議し、並びに良好な景観の形成に関する事項について町長に意見を述べることができる。 3 協議会は、委員10人をもって組織する。 4 協議会は、<u>学識経歴を有する者</u>のうちから、町長が委嘱する。 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 6 委員は、再任されることができる。 7 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 <u>新設</u> (委任) <u>第21条</u> この条例に定めるもののほか、この条例の施行に必要な事項は、規則で定める。 <u>別表1 (第10条第6号関係)</u> <table border="1" data-bbox="1310 224 1402 1088"> <tr> <td data-bbox="1310 752 1362 1088"><u>景観重点区域第一種地区 (届出を要しない行為の規模)</u></td><td data-bbox="1362 224 1402 1088" rowspan="2"><u>鉱物の掘採又は土石の 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="1310 752 1362 752"></td></tr> </table>	<u>景観重点区域第一種地区 (届出を要しない行為の規模)</u>	<u>鉱物の掘採又は土石の 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為</u>	
<u>景観重点区域第一種地区 (届出を要しない行為の規模)</u>	<u>鉱物の掘採又は土石の 鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為</u>			

改正後	改正前																		
	<table><tr><td></td><td><u>方メートル以下のものマンセル値10未満のもの</u></td></tr><tr><td><u>自動販売機等の設置又は色彩の変更</u></td><td><u>マンセル値10未満のもの</u></td></tr></table>		<u>方メートル以下のものマンセル値10未満のもの</u>	<u>自動販売機等の設置又は色彩の変更</u>	<u>マンセル値10未満のもの</u>														
	<u>方メートル以下のものマンセル値10未満のもの</u>																		
<u>自動販売機等の設置又は色彩の変更</u>	<u>マンセル値10未満のもの</u>																		
<u>削除</u>	別表 2（第10条第 7 号関係） <table><tr><td><u>景観重点区域第二種地区（届出を要しない行為の規模）</u></td><td></td></tr><tr><td><u>鉱物の掘採又は土石の採取</u></td><td><u>鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で面積1,000平方メートル未満かつ高さ3メートル以下のもの</u></td></tr><tr><td><u>盛土又は切土による土地の形状変更</u></td><td><u>盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積1,000平方メートル未満のもの</u></td></tr><tr><td><u>建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去</u></td><td><u>建築物の建築で面積100平方メートル未満かつ高さ10メートル以下のもの</u></td></tr><tr><td><u>建築物の外観の模様替え又は色彩の変更</u></td><td><u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u></td></tr><tr><td><u>工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去</u></td><td><u>工作物の建設等で面積1,000平方メートル未満かつ高さ5メートル以下のもの</u></td></tr><tr><td><u>工作物の外観の模様替え又は色彩の変更</u></td><td><u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u></td></tr><tr><td><u>森林（天然林及び植林）の伐採</u></td><td><u>樹木を伐採する行為で面積1万平方メートル未満のもの</u></td></tr><tr><td><u>屋外における土石又は</u></td><td><u>屋外において土石又は廃棄物を集積</u></td></tr></table>	<u>景観重点区域第二種地区（届出を要しない行為の規模）</u>		<u>鉱物の掘採又は土石の採取</u>	<u>鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で面積1,000平方メートル未満かつ高さ3メートル以下のもの</u>	<u>盛土又は切土による土地の形状変更</u>	<u>盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積1,000平方メートル未満のもの</u>	<u>建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>建築物の建築で面積100平方メートル未満かつ高さ10メートル以下のもの</u>	<u>建築物の外観の模様替え又は色彩の変更</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u>	<u>工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>工作物の建設等で面積1,000平方メートル未満かつ高さ5メートル以下のもの</u>	<u>工作物の外観の模様替え又は色彩の変更</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u>	<u>森林（天然林及び植林）の伐採</u>	<u>樹木を伐採する行為で面積1万平方メートル未満のもの</u>	<u>屋外における土石又は</u>	<u>屋外において土石又は廃棄物を集積</u>
<u>景観重点区域第二種地区（届出を要しない行為の規模）</u>																			
<u>鉱物の掘採又は土石の採取</u>	<u>鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で面積1,000平方メートル未満かつ高さ3メートル以下のもの</u>																		
<u>盛土又は切土による土地の形状変更</u>	<u>盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積1,000平方メートル未満のもの</u>																		
<u>建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>建築物の建築で面積100平方メートル未満かつ高さ10メートル以下のもの</u>																		
<u>建築物の外観の模様替え又は色彩の変更</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u>																		
<u>工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>工作物の建設等で面積1,000平方メートル未満かつ高さ5メートル以下のもの</u>																		
<u>工作物の外観の模様替え又は色彩の変更</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u>																		
<u>森林（天然林及び植林）の伐採</u>	<u>樹木を伐採する行為で面積1万平方メートル未満のもの</u>																		
<u>屋外における土石又は</u>	<u>屋外において土石又は廃棄物を集積</u>																		

改正後	改正前
	<u>廃棄物の集積若しくは貯蔵する行為</u> <u>し、若しくは貯蔵する行為で面積1,000平方メートル未満かつ高さ3メートル以下のもの</u> <u>看板、広告板の設置又は色彩の変更</u> <u>看板又は屋外広告物の設置で一边が4メートル以下かつ表示可能面積が4平方メートル以下のものマンセル値10未満のもの</u> <u>自動販売機等の設置又は色彩の変更</u> <u>マンセル値10未満のもの</u>

削除

別表3（第10条第8号関係）

<u>景観一般区域（届出を要しない行為の規模）</u>	
<u>鉱物の掘採又は土石の採取</u>	<u>鉱物を掘採し、又は土石を採取する行為で面積1万平方メートル未満のもの</u>
<u>盛土又は切土による土地の形状変更</u>	<u>盛土又は切土により土地の形状を変更する行為で面積1万平方メートル未満のもの</u>
<u>建築物の新築、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>建築物の建築等で面積200平方メートル未満かつ高さ10メートル以下のもの</u>
<u>建築物の外観の模様替え又は色彩の変更</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のものマンセル値10未満のもの</u>
<u>工作物の新設、増築、改築、移転又は撤去</u>	<u>工作物の建設等で面積1,000平方メートル未満かつ高さ5メートル以下のもの</u>
<u>工作物の外観の模様替え</u>	<u>行為面積が10平方メートル未満のもの</u>

改正後		改正前	
別表（第10条第1号関係） 届出を要しない行為 農業を営むために 行う行為のうち、右欄 に該当するものの 林業を営むために 行う行為	・用途を改変しない農地の改変 ・幅員が3 m未満の農道の設置 ・幅員が2 m以下の用排水路の設置 ・桑、茶、果樹その他これらに類するものを植 樹又は伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために 日常的又は定期的に行う管理・営繕行為 ・木材の搬出や林業経営に必要な資材を運搬す るための幅員が3 m未満の作業道や林道の設	え又は色彩の変更 森林（天然林及び植 林）の伐採 屋外における土石又は 廃棄物の集積若しくは 貯蔵する行為 看板、広告板の設置又 は色彩の変更 自動販売機等の設置又 は色彩の変更	マンセル値10未満のもの 樹木を伐採する行為で面積1万平方メ ートル未満のもの 屋外において土石又は廃棄物を集積 し、若しくは貯蔵する行為で面積 1,000平方メートル未満かつ高さ3メ ートル以下のもの 看板又は屋外広告物の設置で一辺が4 メートル以下かつ表示可能面積が4平 方メートル以下のものマンセル値10未 満のもの マンセル値10未満のもの

別表（第10条第1号関係）
新設

改正後		改正前
<u>のうち、右欄に該当するもの</u> <u>置</u> ・スギ、ヒノキ等の人工林を間伐、保育、主伐するために付帯して行う行為 ・天然林農地、椎茸原木（クスギ、コナラ等）及び薪炭林（シイ、カシ等）を伐採する行為 ・その他、生業を行う上で、機能維持のために日常的又は定期的に<u>行う管理・営繕行為</u>		

■議案第96号 四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、令和7年8月7日付けの人事院の国会及び内閣に対する職員の給与改定に関する勧告の趣旨に沿って、一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改定を行うものです。

【改正内容】

1. 第1条による改正 <適用日：令和7年4月1日>

(1) 給料表の改定

- ・全ての給料表の給料月額を改定します。
- ・行政職給料表の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～93号給）、2級（1～125号給）、3級（1～109号給）、
 - 4級（1～85号給）、5級（1～85号給）、6級（1～73号給）
- ・医療職給料表（1）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～65号給）、2級（1～85号給）、3級（1～73号給）
 - 4級（1～10号給）、5級（1～8号給）
- ・医療職給料表（2）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～85号給）、2級（1～105号給）、3級（1～109号給）、
 - 4級（1～101号給）、5級（1～77号給）、6級（1～53号給）、
 - 7級（1～37号給）
- ・医療職給料表（3）の内、以下の給料月額を改定
 - 1級（1～169号給）、2級（1～153号給）、3級（1～121号給）、
 - 4級（1～109号給）、5級（1～85号給）、6級（1～57号給）

※給料表の改定による影響額：約4,470万円

(2) 期末手当及び勤勉手当の改定〔令和7年12月期〕

- ・給与条例第31条、第34条
- ・期末手当及び勤勉手当の支給月数をともに0.025月分引上げます。

（定年前三任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	1.25月（支給済み）	1.275月（現行1.25月）
勤勉手当	1.05月（支給済み）	1.075月（現行1.05月）

（定年前三任用短時間勤務職員の支給月数）

	6月期	12月期
令和7年度 期末手当	0.7月（支給済み）	0.725月（現行0.7月）
勤勉手当	0.5月（支給済み）	0.525月（現行0.5月）

※期末手当及び勤勉手当の改定による影響額：約2,390万円

(3) 初任給調整手当の改定

- ・給与条例第12条
- ・医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を416,600円から417,600円に、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職員に対する支給月額の限度額を51,600円から52,100円に引き上げます。

(4) 通勤手当の改定

- ・給与条例第16条
- ・自動車等の使用者について、現行の距離区分の区分に応じて200円から7,100円までの幅で引上げます。

(5) 宿日直手当の改定

- ・給与条例第29条
- ・その他の宿日直勤務(医師等を除く)の手当額を4,400円から4,700円に引上げます。

2. 第2条による改正 <適用日：令和8年4月1日>

(1) 期末手当及び勤勉手当の改定〔令和8年度〕

- ・給与条例第31条、第34条

(定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	1.2625月	1.2625月
勤勉手当	1.0625月	1.0625月

(定年前再任用短時間勤務職員の支給月数)

	6月期	12月期
令和8年度 期末手当	0.7125月	0.7125月
勤勉手当	0.5125月	0.5125月

(2) 通勤手当の改定

- ・給与条例第16条
- ・自動車等の使用者について、片道「100km以上66,400円」を上限とする新たな距離区分(5km刻み)を新設(現行は片道「60km以上38,700円」上限)。

【新旧対照表】

別紙のとおり

四万十町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条関係

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (初任給調整手当) 第12条 (略) (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>417,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 (前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>52,100円</u> (3) (略) 2～3 (略) (通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位数当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (初任給調整手当) 第12条 (略) (1) 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるもの 月額 <u>416,600円</u> (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職 (前号に掲げる職を除く。) で規則で定めるもの 月額 <u>51,600円</u> (3) (略) 2～3 (略) (通勤手当) 第16条 (略) 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位数につき、それぞれ次に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位数当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額) ア 自動車等の使用距離 (以下この号において「使用距離」という。) が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円

改正後	改正前
イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円	イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円
ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,300 円</u>	ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 <u>7,100 円</u>
エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,400 円</u>	エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 <u>10,000 円</u>
オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>13,500 円</u>	オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 <u>12,900 円</u>
カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>16,600 円</u>	カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 <u>15,800 円</u>
キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>19,700 円</u>	キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 <u>18,700 円</u>
ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>22,800 円</u>	ク 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 <u>21,600 円</u>
ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>25,900 円</u>	ケ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 <u>24,400 円</u>
コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>29,100 円</u>	コ 使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 <u>26,200 円</u>
サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>32,300 円</u>	サ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 <u>28,000 円</u>
シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>35,500 円</u>	シ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 <u>29,800 円</u>
ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>38,700 円</u>	ス 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 <u>31,600 円</u>
(3)～(4) (略)	(3)～(4) (略)
3～7 (略)	3～7 (略)

改正後	改正前
(宿日直手当) 第29条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に規定する額の範囲内において規則で定める宿日直手当を支給する。 (1) 患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 31,500 円 (2) 患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務 5,000 円 (3) その他の宿日直勤務 <u>4,700円</u> 2 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」、「<u>100分の127.5とあるのは「100分の72.5」</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命	(宿日直手当) 第29条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務1回につき、次の各号に規定する額の範囲内において規則で定める宿日直手当を支給する。 (1) 患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務 31,500 円 (2) 患者の病状の急変等に対処するための看護師の宿日直勤務 5,000 円 (3) その他の宿日直勤務 <u>4,400円</u> 2 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命

改正後		改正前					
権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、 <u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、 <u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u> を乗じて得た額の総額		権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在 (退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に <u>100分の105</u> を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に <u>100分の50</u> を乗じて得た額の総額					
3～5 (略)		3～5 (略)					
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)					
行政職給料表		行政職給料表					
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前		円	円	円	円	円	円
再任用	1	<u>195,800</u>	<u>242,000</u>	<u>276,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,600</u>	<u>366,800</u>
短時間	2	<u>196,900</u>	<u>243,300</u>	<u>277,300</u>	<u>311,300</u>	<u>334,400</u>	<u>368,500</u>
勤務職	3	<u>198,100</u>	<u>244,700</u>	<u>278,300</u>	<u>312,700</u>	<u>336,200</u>	<u>370,100</u>
員以外	4	<u>199,200</u>	<u>246,100</u>	<u>279,300</u>	<u>314,100</u>	<u>337,900</u>	<u>371,700</u>
の職員							

改正後										改正前									
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300		5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700					
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100		6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500					
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600		7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000					
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200		8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600					
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500		9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000					
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100		10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600					
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700		11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200					
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200		12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700					
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100		13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600					
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000		14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500					
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900		15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400					
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700		16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200					
17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200		17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700					
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000		18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500					
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700		19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200					
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300		20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800					
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000		21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500					
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400		22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900					
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800		23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300					
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200		24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700					

改正後							改正前						
25	<u>232,000</u>	<u>271,000</u>	<u>302,900</u>	<u>344,900</u>	<u>371,000</u>	<u>405,600</u>	25	<u>220,000</u>	<u>260,400</u>	<u>292,400</u>	<u>334,200</u>	<u>359,900</u>	<u>394,100</u>
26	<u>233,700</u>	<u>271,900</u>	<u>303,900</u>	<u>346,800</u>	<u>372,800</u>	<u>406,800</u>	26	<u>221,700</u>	<u>261,300</u>	<u>293,400</u>	<u>336,100</u>	<u>361,700</u>	<u>395,300</u>
27	<u>235,000</u>	<u>272,700</u>	<u>304,900</u>	<u>348,500</u>	<u>374,400</u>	<u>408,000</u>	27	<u>223,000</u>	<u>262,200</u>	<u>294,400</u>	<u>337,800</u>	<u>363,400</u>	<u>396,500</u>
28	<u>236,300</u>	<u>273,600</u>	<u>305,900</u>	<u>350,100</u>	<u>376,100</u>	<u>409,000</u>	28	<u>224,300</u>	<u>263,100</u>	<u>295,500</u>	<u>339,400</u>	<u>365,100</u>	<u>397,500</u>
29	<u>237,600</u>	<u>274,400</u>	<u>307,000</u>	<u>351,600</u>	<u>377,500</u>	<u>410,100</u>	29	<u>225,600</u>	<u>263,900</u>	<u>296,600</u>	<u>340,900</u>	<u>366,500</u>	<u>398,600</u>
30	<u>238,700</u>	<u>275,200</u>	<u>308,200</u>	<u>353,200</u>	<u>378,800</u>	<u>411,300</u>	30	<u>226,700</u>	<u>264,700</u>	<u>297,800</u>	<u>342,500</u>	<u>367,800</u>	<u>399,800</u>
31	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>309,300</u>	<u>354,800</u>	<u>380,000</u>	<u>412,400</u>	31	<u>227,800</u>	<u>265,500</u>	<u>298,900</u>	<u>344,100</u>	<u>369,000</u>	<u>400,900</u>
32	<u>240,900</u>	<u>276,700</u>	<u>310,500</u>	<u>356,400</u>	<u>381,400</u>	<u>413,500</u>	32	<u>228,900</u>	<u>266,300</u>	<u>300,100</u>	<u>345,700</u>	<u>370,400</u>	<u>402,000</u>
33	<u>242,000</u>	<u>277,400</u>	<u>311,600</u>	<u>358,100</u>	<u>382,500</u>	<u>414,200</u>	33	<u>230,000</u>	<u>267,000</u>	<u>301,300</u>	<u>347,400</u>	<u>371,500</u>	<u>402,700</u>
34	<u>242,900</u>	<u>278,200</u>	<u>312,900</u>	<u>359,900</u>	<u>383,400</u>	<u>414,900</u>	34	<u>231,100</u>	<u>267,800</u>	<u>302,600</u>	<u>349,200</u>	<u>372,400</u>	<u>403,400</u>
35	<u>243,800</u>	<u>279,000</u>	<u>314,200</u>	<u>361,700</u>	<u>384,400</u>	<u>415,500</u>	35	<u>232,200</u>	<u>268,600</u>	<u>303,900</u>	<u>351,000</u>	<u>373,400</u>	<u>404,100</u>
36	<u>244,800</u>	<u>279,600</u>	<u>315,500</u>	<u>363,500</u>	<u>385,400</u>	<u>416,200</u>	36	<u>233,300</u>	<u>269,300</u>	<u>305,200</u>	<u>352,800</u>	<u>374,500</u>	<u>404,800</u>
37	<u>245,800</u>	<u>280,300</u>	<u>316,700</u>	<u>365,000</u>	<u>386,200</u>	<u>416,800</u>	37	<u>234,400</u>	<u>270,000</u>	<u>306,500</u>	<u>354,300</u>	<u>375,300</u>	<u>405,400</u>
38	<u>246,700</u>	<u>281,100</u>	<u>318,000</u>	<u>366,400</u>	<u>387,100</u>	<u>417,400</u>	38	<u>235,400</u>	<u>270,800</u>	<u>307,800</u>	<u>355,700</u>	<u>376,200</u>	<u>406,000</u>
39	<u>247,600</u>	<u>281,800</u>	<u>319,300</u>	<u>367,800</u>	<u>388,000</u>	<u>417,900</u>	39	<u>236,400</u>	<u>271,600</u>	<u>309,100</u>	<u>357,100</u>	<u>377,100</u>	<u>406,500</u>
40	<u>248,400</u>	<u>282,500</u>	<u>320,600</u>	<u>369,200</u>	<u>388,800</u>	<u>418,300</u>	40	<u>237,300</u>	<u>272,300</u>	<u>310,400</u>	<u>358,500</u>	<u>377,900</u>	<u>406,900</u>
41	<u>249,200</u>	<u>283,200</u>	<u>321,900</u>	<u>370,700</u>	<u>389,600</u>	<u>418,700</u>	41	<u>238,200</u>	<u>273,000</u>	<u>311,700</u>	<u>360,000</u>	<u>378,700</u>	<u>407,300</u>
42	<u>249,900</u>	<u>283,900</u>	<u>323,100</u>	<u>371,500</u>	<u>390,400</u>	<u>418,900</u>	42	<u>239,100</u>	<u>273,800</u>	<u>313,000</u>	<u>360,800</u>	<u>379,500</u>	<u>407,500</u>
43	<u>250,500</u>	<u>284,600</u>	<u>324,400</u>	<u>372,400</u>	<u>391,200</u>	<u>419,200</u>	43	<u>239,900</u>	<u>274,600</u>	<u>314,300</u>	<u>361,800</u>	<u>380,300</u>	<u>407,800</u>
44	<u>251,100</u>	<u>285,300</u>	<u>325,500</u>	<u>373,400</u>	<u>391,900</u>	<u>419,500</u>	44	<u>240,700</u>	<u>275,300</u>	<u>315,400</u>	<u>362,800</u>	<u>381,000</u>	<u>408,100</u>

改正後							改正前							
45	<u>251,800</u>	<u>286,000</u>	<u>326,400</u>	<u>374,300</u>	<u>392,600</u>	<u>419,800</u>		45	<u>241,400</u>	<u>276,000</u>	<u>316,300</u>	<u>363,700</u>	<u>381,700</u>	<u>408,400</u>
46	<u>252,400</u>	<u>286,600</u>	<u>327,700</u>	<u>375,400</u>	<u>393,300</u>	<u>420,100</u>		46	<u>242,000</u>	<u>276,700</u>	<u>317,600</u>	<u>364,800</u>	<u>382,400</u>	<u>408,700</u>
47	<u>253,000</u>	<u>287,300</u>	<u>329,000</u>	<u>376,300</u>	<u>394,000</u>	<u>420,400</u>		47	<u>242,600</u>	<u>277,400</u>	<u>318,900</u>	<u>365,700</u>	<u>383,100</u>	<u>409,000</u>
48	<u>253,600</u>	<u>287,900</u>	<u>330,300</u>	<u>377,300</u>	<u>394,700</u>	<u>420,700</u>		48	<u>243,200</u>	<u>278,100</u>	<u>320,200</u>	<u>366,700</u>	<u>383,800</u>	<u>409,300</u>
49	<u>254,100</u>	<u>288,600</u>	<u>331,400</u>	<u>378,200</u>	<u>395,200</u>	<u>420,900</u>		49	<u>243,800</u>	<u>278,800</u>	<u>321,400</u>	<u>367,600</u>	<u>384,300</u>	<u>409,500</u>
50	<u>254,700</u>	<u>289,200</u>	<u>332,700</u>	<u>378,900</u>	<u>395,800</u>	<u>421,200</u>		50	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>	<u>322,700</u>	<u>368,300</u>	<u>384,900</u>	<u>409,800</u>
51	<u>255,300</u>	<u>289,900</u>	<u>333,900</u>	<u>379,600</u>	<u>396,400</u>	<u>421,400</u>		51	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>	<u>323,900</u>	<u>369,000</u>	<u>385,500</u>	<u>410,100</u>
52	<u>255,800</u>	<u>290,600</u>	<u>335,100</u>	<u>380,200</u>	<u>397,100</u>	<u>421,700</u>		52	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>	<u>325,100</u>	<u>369,600</u>	<u>386,200</u>	<u>410,400</u>
53	<u>256,200</u>	<u>291,100</u>	<u>336,400</u>	<u>380,600</u>	<u>397,500</u>	<u>421,900</u>		53	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>	<u>326,400</u>	<u>370,000</u>	<u>386,600</u>	<u>410,600</u>
54	<u>256,600</u>	<u>291,700</u>	<u>337,400</u>	<u>381,200</u>	<u>398,100</u>	<u>422,200</u>		54	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>	<u>327,500</u>	<u>370,600</u>	<u>387,200</u>	<u>410,900</u>
55	<u>256,900</u>	<u>292,300</u>	<u>338,500</u>	<u>381,800</u>	<u>398,700</u>	<u>422,500</u>		55	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>	<u>328,600</u>	<u>371,300</u>	<u>387,800</u>	<u>411,200</u>
56	<u>257,200</u>	<u>293,000</u>	<u>339,600</u>	<u>382,500</u>	<u>399,200</u>	<u>422,800</u>		56	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>	<u>329,700</u>	<u>372,000</u>	<u>388,300</u>	<u>411,500</u>
57	<u>257,500</u>	<u>293,600</u>	<u>340,300</u>	<u>382,800</u>	<u>399,600</u>	<u>423,000</u>		57	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>	<u>330,400</u>	<u>372,300</u>	<u>388,700</u>	<u>411,700</u>
58	<u>257,800</u>	<u>294,200</u>	<u>341,200</u>	<u>383,500</u>	<u>400,200</u>	<u>423,300</u>		58	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>	<u>331,300</u>	<u>373,000</u>	<u>389,300</u>	<u>412,000</u>
59	<u>258,100</u>	<u>294,800</u>	<u>341,900</u>	<u>384,200</u>	<u>400,800</u>	<u>423,600</u>		59	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>	<u>332,000</u>	<u>373,700</u>	<u>389,900</u>	<u>412,300</u>
60	<u>258,400</u>	<u>295,500</u>	<u>342,700</u>	<u>384,800</u>	<u>401,300</u>	<u>423,800</u>		60	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>	<u>332,800</u>	<u>374,300</u>	<u>390,400</u>	<u>412,500</u>
61	<u>258,700</u>	<u>296,100</u>	<u>343,500</u>	<u>385,100</u>	<u>401,700</u>	<u>424,000</u>		61	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>	<u>333,600</u>	<u>374,600</u>	<u>390,800</u>	<u>412,700</u>
62	<u>259,000</u>	<u>296,700</u>	<u>343,900</u>	<u>385,600</u>	<u>402,200</u>	<u>424,300</u>		62	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>	<u>334,000</u>	<u>375,100</u>	<u>391,300</u>	<u>413,000</u>
63	<u>259,300</u>	<u>297,200</u>	<u>344,400</u>	<u>386,200</u>	<u>402,700</u>	<u>424,600</u>		63	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>	<u>334,600</u>	<u>375,700</u>	<u>391,800</u>	<u>413,300</u>
64	<u>259,600</u>	<u>297,700</u>	<u>345,100</u>	<u>386,800</u>	<u>403,300</u>	<u>424,800</u>		64	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>	<u>335,300</u>	<u>376,300</u>	<u>392,400</u>	<u>413,500</u>

改正後							改正前						
65	<u>259,900</u>	<u>298,200</u>	<u>345,900</u>	<u>387,100</u>	<u>403,600</u>	<u>425,000</u>	65	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>	<u>336,100</u>	<u>376,600</u>	<u>392,700</u>	<u>413,700</u>
66	<u>260,200</u>	<u>298,800</u>	<u>346,600</u>	<u>387,700</u>	<u>404,000</u>	<u>425,300</u>	66	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>	<u>336,800</u>	<u>377,200</u>	<u>393,100</u>	<u>414,000</u>
67	<u>260,500</u>	<u>299,300</u>	<u>347,300</u>	<u>388,400</u>	<u>404,300</u>	<u>425,600</u>	67	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>	<u>337,500</u>	<u>377,900</u>	<u>393,500</u>	<u>414,300</u>
68	<u>260,800</u>	<u>299,900</u>	<u>347,900</u>	<u>389,000</u>	<u>404,700</u>	<u>425,800</u>	68	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>	<u>338,100</u>	<u>378,500</u>	<u>393,900</u>	<u>414,500</u>
69	<u>261,100</u>	<u>300,300</u>	<u>348,400</u>	<u>389,400</u>	<u>405,000</u>	<u>426,000</u>	69	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>	<u>338,600</u>	<u>378,900</u>	<u>394,200</u>	<u>414,700</u>
70	<u>261,400</u>	<u>300,800</u>	<u>349,000</u>	<u>389,900</u>	<u>405,300</u>	<u>426,300</u>	70	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>	<u>339,200</u>	<u>379,400</u>	<u>394,500</u>	<u>415,000</u>
71	<u>261,700</u>	<u>301,300</u>	<u>349,500</u>	<u>390,500</u>	<u>405,600</u>	<u>426,600</u>	71	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>	<u>339,700</u>	<u>380,000</u>	<u>394,800</u>	<u>415,300</u>
72	<u>262,000</u>	<u>301,900</u>	<u>350,100</u>	<u>391,000</u>	<u>405,800</u>	<u>426,800</u>	72	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>	<u>340,300</u>	<u>380,500</u>	<u>395,000</u>	<u>415,500</u>
73	<u>262,300</u>	<u>302,400</u>	<u>350,400</u>	<u>391,500</u>	<u>406,000</u>	<u>427,000</u>	73	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,600</u>	<u>381,000</u>	<u>395,200</u>	<u>415,700</u>
74	<u>262,600</u>	<u>302,800</u>	<u>350,900</u>	<u>392,100</u>	<u>406,300</u>		74	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>	<u>341,100</u>	<u>381,600</u>	<u>395,500</u>	
75	<u>262,900</u>	<u>303,100</u>	<u>351,200</u>	<u>392,500</u>	<u>406,600</u>		75	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>	<u>341,500</u>	<u>382,100</u>	<u>395,800</u>	
76	<u>263,200</u>	<u>303,400</u>	<u>351,600</u>	<u>392,800</u>	<u>406,800</u>		76	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>	<u>341,900</u>	<u>382,400</u>	<u>396,000</u>	
77	<u>263,500</u>	<u>303,600</u>	<u>352,000</u>	<u>393,200</u>	<u>407,000</u>		77	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>	<u>342,300</u>	<u>382,800</u>	<u>396,200</u>	
78	<u>263,800</u>	<u>303,900</u>	<u>352,500</u>	<u>393,700</u>	<u>407,300</u>		78	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>	<u>342,800</u>	<u>383,300</u>	<u>396,500</u>	
79	<u>264,100</u>	<u>304,100</u>	<u>353,000</u>	<u>394,100</u>	<u>407,600</u>		79	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>	<u>343,300</u>	<u>383,700</u>	<u>396,800</u>	
80	<u>264,400</u>	<u>304,400</u>	<u>353,500</u>	<u>394,500</u>	<u>407,800</u>		80	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>	<u>343,800</u>	<u>384,100</u>	<u>397,000</u>	
81	<u>264,700</u>	<u>304,600</u>	<u>353,800</u>	<u>394,900</u>	<u>408,000</u>		81	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>	<u>344,100</u>	<u>384,500</u>	<u>397,200</u>	
82	<u>265,000</u>	<u>304,800</u>	<u>354,200</u>	<u>395,400</u>	<u>408,300</u>		82	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>	<u>344,500</u>	<u>385,000</u>	<u>397,500</u>	
83	<u>265,300</u>	<u>305,100</u>	<u>354,600</u>	<u>395,800</u>	<u>408,600</u>		83	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>	<u>344,900</u>	<u>385,400</u>	<u>397,800</u>	
84	<u>265,600</u>	<u>305,300</u>	<u>355,000</u>	<u>396,200</u>	<u>408,800</u>		84	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>	<u>345,300</u>	<u>385,800</u>	<u>398,000</u>	

改正後						改正前					
85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200
86	266,200	305,800	355,700			86	256,000	297,100	346,000		
87	266,500	306,100	356,100			87	256,300	297,400	346,400		
88	266,800	306,400	356,500			88	256,600	297,700	346,800		
89	267,100	306,700	356,700			89	256,900	298,000	347,000		
90	267,400	307,000	357,100			90	257,200	298,300	347,400		
91	267,700	307,300	357,500			91	257,500	298,600	347,800		
92	268,000	307,600	357,900			92	257,800	299,000	348,200		
93	268,300	307,800	358,100			93	258,100	299,200	348,400		
94		308,000	358,400			94		299,400	348,800		
95		308,300	358,800			95		299,700	349,200		
96		308,700	359,100			96		300,100	349,500		
97		308,900	359,400			97		300,300	349,800		
98		309,200	359,800			98		300,600	350,200		
99		309,500	360,200			99		301,000	350,600		
100		309,900	360,600			100		301,400	351,000		
101		310,100	361,100			101		301,600	351,500		
102		310,400	361,500			102		301,900	351,900		
103		310,700	361,900			103		302,200	352,300		
104		311,000	362,300			104		302,500	352,700		

改正後						改正前					
105		<u>311,200</u>	<u>362,800</u>			105	<u>302,700</u>	<u>353,200</u>			
106		<u>311,500</u>	<u>363,200</u>			106	<u>303,000</u>	<u>353,600</u>			
107		<u>311,800</u>	<u>363,500</u>			107	<u>303,300</u>	<u>353,900</u>			
108		<u>312,100</u>	<u>363,800</u>			108	<u>303,600</u>	<u>354,200</u>			
109		<u>312,300</u>	<u>364,200</u>			109	<u>303,800</u>	<u>354,700</u>			
110		<u>312,600</u>				110	<u>304,200</u>				
111		<u>313,000</u>				111	<u>304,600</u>				
112		<u>313,300</u>				112	<u>304,900</u>				
113		<u>313,500</u>				113	<u>305,100</u>				
114		<u>313,700</u>				114	<u>305,300</u>				
115		<u>314,000</u>				115	<u>305,600</u>				
116		<u>314,400</u>				116	<u>306,000</u>				
117		<u>314,600</u>				117	<u>306,200</u>				
118		<u>314,800</u>				118	<u>306,400</u>				
119		<u>315,100</u>				119	<u>306,700</u>				
120		<u>315,400</u>				120	<u>307,000</u>				
121		<u>315,700</u>				121	<u>307,400</u>				
122		<u>315,900</u>				122	<u>307,600</u>				
123		<u>316,200</u>				123	<u>307,900</u>				
124		<u>316,500</u>				124	<u>308,200</u>				

改正後										改正前									
	125		<u>316,800</u>							125		<u>308,500</u>							
定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	定年前		基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準	基準
再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	再任用		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
短時間		円	円	円	円	円	円	円	円	短時間		円	円	円	円	円	円	円	円
勤務職		<u>200,300</u>	<u>227,800</u>	<u>269,500</u>	<u>290,100</u>	<u>305,700</u>	<u>331,900</u>			勤務職		<u>192,000</u>	<u>219,500</u>	<u>260,000</u>	<u>279,700</u>	<u>294,900</u>	<u>320,600</u>		
員										員									

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第38条に規定する職員を除く。

別表第2（第4条関係）

ア 医療職給料表（1）

職員の区分	職務の級 号給	1 級					2 級					3 級					4 級					5 級				
		給料月額					給料月額					給料月額					給料月額					給料月額				
定年前	1	円	<u>305,600</u>	<u>415,600</u>	<u>470,300</u>	円	円	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	円	円	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	円	円	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	円	円	<u>291,400</u>	<u>400,300</u>	<u>455,100</u>	円
	2		<u>307,900</u>	<u>418,300</u>	<u>472,300</u>			<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>			<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>			<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>			<u>293,700</u>	<u>403,000</u>	<u>457,100</u>	
	3		<u>310,200</u>	<u>420,900</u>	<u>474,200</u>			<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>			<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>			<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>			<u>296,000</u>	<u>405,600</u>	<u>459,000</u>	
	4		<u>312,400</u>	<u>423,300</u>	<u>476,100</u>			<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>			<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>			<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>			<u>298,200</u>	<u>408,100</u>	<u>460,900</u>	
再任用																										
短時間																										
勤務職	5		<u>314,500</u>	<u>425,600</u>	<u>477,500</u>			<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>			<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>			<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>			<u>300,300</u>	<u>410,500</u>	<u>462,300</u>	
員以外	6		<u>318,000</u>	<u>427,800</u>	<u>479,200</u>			<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>			<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>			<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>			<u>303,800</u>	<u>412,700</u>	<u>464,100</u>	
の職員	7		<u>321,500</u>	<u>429,800</u>	<u>481,000</u>			<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>			<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>			<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>			<u>307,300</u>	<u>414,800</u>	<u>465,900</u>	
	8		<u>324,900</u>	<u>431,900</u>	<u>482,800</u>			<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>			<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>			<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>			<u>310,700</u>	<u>416,900</u>	<u>467,700</u>	
	9		<u>328,300</u>	<u>434,000</u>	<u>484,600</u>			<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>			<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>			<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>			<u>314,100</u>	<u>419,000</u>	<u>469,500</u>	

改正後					改正前				
10	331,800	435,500	486,300	601,800	10	317,600	420,500	471,300	586,200
11	335,200	437,000	488,100		11	321,000	422,000	473,100	
12	338,600	438,500	489,900		12	324,400	423,500	474,900	
13	342,000	439,900	491,700		13	327,800	424,900	476,700	
14	345,500	441,300	493,400		14	331,300	426,400	478,500	
15	348,900	442,800	495,200		15	334,700	427,900	480,300	
16	352,300	444,200	497,000		16	338,100	429,300	482,100	
17	355,700	445,500	498,800		17	341,500	430,700	483,900	
18	358,800	447,000	500,700		18	344,600	432,200	485,800	
19	362,000	448,400	502,600		19	347,700	433,700	487,700	
20	365,200	449,800	504,500		20	350,800	435,100	489,600	
21	368,500	451,100	506,400		21	354,000	436,500	491,500	
22	371,600	452,600	508,100		22	357,100	438,000	493,200	
23	374,700	454,000	509,900		23	360,200	439,500	495,000	
24	377,700	455,400	511,700		24	363,200	440,900	496,800	
25	380,800	456,800	513,300		25	366,200	442,300	498,400	
26	383,100	458,200	515,100		26	368,500	443,700	500,200	
27	385,400	459,500	516,900		27	370,800	445,100	502,000	
28	387,600	460,900	518,400		28	373,000	446,500	503,600	
29	389,500	462,300	519,800		29	374,900	447,900	505,000	

改正後						改正前					
30	391,200	463,600	521,500			30	376,600	449,300	506,700		
31	392,900	465,000	523,300			31	378,300	450,700	508,500		
32	394,700	466,400	525,000			32	380,100	452,100	510,200		
33	396,400	467,700	526,500			33	381,900	453,500	511,700		
34	398,200	469,100	527,800			34	383,700	454,900	513,000		
35	399,800	470,400	529,100			35	385,300	456,300	514,300		
36	401,100	471,800	530,400			36	386,700	457,700	515,600		
37	402,500	473,200	531,400			37	388,100	459,100	516,600		
38	403,900	474,900	532,700			38	389,600	460,800	517,900		
39	405,300	476,500	534,000			39	391,100	462,400	519,200		
40	406,700	478,000	535,300			40	392,600	464,000	520,500		
41	408,200	479,600	536,300			41	394,100	465,600	521,500		
42	408,900	480,800	537,100			42	394,800	466,800	522,300		
43	409,500	481,900	537,900			43	395,400	468,000	523,100		
44	410,100	483,000	538,700			44	396,100	469,100	523,900		
45	410,900	484,000	539,600			45	397,000	470,100	524,800		
46	411,500	484,900	540,400			46	397,600	471,100	525,600		
47	412,100	485,800	541,200			47	398,200	472,000	526,400		
48	412,600	486,600	541,900			48	398,800	472,800	527,100		
49	413,100	487,300	542,700			49	399,400	473,500	527,900		

改正後					改正前				
50	<u>413,500</u>	<u>488,000</u>	<u>543,500</u>		50	<u>399,900</u>	<u>474,200</u>	<u>528,700</u>	
51	<u>414,000</u>	<u>488,700</u>	<u>544,200</u>		51	<u>400,400</u>	<u>474,900</u>	<u>529,400</u>	
52	<u>414,400</u>	<u>489,300</u>	<u>545,100</u>		52	<u>400,900</u>	<u>475,500</u>	<u>530,300</u>	
53	<u>414,800</u>	<u>489,900</u>	<u>546,000</u>		53	<u>401,400</u>	<u>476,200</u>	<u>531,200</u>	
54	<u>415,100</u>	<u>490,600</u>	<u>546,800</u>		54	<u>401,800</u>	<u>476,900</u>	<u>532,000</u>	
55	<u>415,400</u>	<u>491,200</u>	<u>547,700</u>		55	<u>402,200</u>	<u>477,500</u>	<u>532,900</u>	
56	<u>415,800</u>	<u>491,800</u>	<u>548,600</u>		56	<u>402,600</u>	<u>478,100</u>	<u>533,800</u>	
57	<u>416,100</u>	<u>492,100</u>	<u>549,400</u>		57	<u>403,000</u>	<u>478,400</u>	<u>534,600</u>	
58	<u>416,500</u>	<u>492,700</u>	<u>550,200</u>		58	<u>403,400</u>	<u>479,000</u>	<u>535,500</u>	
59	<u>416,800</u>	<u>493,300</u>	<u>551,000</u>		59	<u>403,800</u>	<u>479,700</u>	<u>536,400</u>	
60	<u>417,200</u>	<u>494,000</u>	<u>551,700</u>		60	<u>404,200</u>	<u>480,400</u>	<u>537,100</u>	
61	<u>417,600</u>	<u>494,400</u>	<u>552,500</u>		61	<u>404,600</u>	<u>480,800</u>	<u>537,900</u>	
62	<u>417,900</u>	<u>495,000</u>	<u>553,400</u>		62	<u>405,000</u>	<u>481,400</u>	<u>538,800</u>	
63	<u>418,200</u>	<u>495,700</u>	<u>554,300</u>		63	<u>405,400</u>	<u>482,100</u>	<u>539,700</u>	
64	<u>418,500</u>	<u>496,400</u>	<u>555,200</u>		64	<u>405,800</u>	<u>482,800</u>	<u>540,600</u>	
65	<u>418,800</u>	<u>496,800</u>	<u>556,000</u>		65	<u>406,100</u>	<u>483,200</u>	<u>541,400</u>	
66		<u>497,400</u>	<u>556,900</u>		66		<u>483,800</u>	<u>542,300</u>	
67		<u>498,000</u>	<u>557,800</u>		67		<u>484,400</u>	<u>543,200</u>	
68		<u>498,500</u>	<u>558,700</u>		68		<u>484,900</u>	<u>544,100</u>	
69		<u>499,000</u>	<u>559,500</u>		69		<u>485,400</u>	<u>544,900</u>	

改正後					改正前				
70	499,500	560,400			70	485,900	545,800		
71	500,000	561,300			71	486,400	546,700		
72	500,500	562,200			72	486,900	547,600		
73	500,900	563,000			73	487,300	548,400		
74	501,400				74	487,800			
75	501,800				75	488,200			
76	502,200				76	488,700			
77	502,700				77	489,200			
78	503,300				78	489,800			
79	503,800				79	490,400			
80	504,200				80	490,800			
81	504,700				81	491,300			
82	505,300				82	491,900			
83	505,900				83	492,500			
84	506,400				84	493,000			
85	506,900				85	493,500			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
	円 312,900	円 412,800	円 488,500	円 590,500		円 301,700	円 399,500	円 473,300	円 573,800

改正後										改正前									
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。										備考 この表は、病院、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用する。									
イ 医療職給料表(2)										イ 医療職給料表(2)									
職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級		職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
		給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	円			給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	給料月 額	円
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200	円	定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	1	188,600	227,400	263,000	281,800	315,000	360,700	415,000	円
	2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100	円		2	190,700	228,700	263,800	282,600	316,400	362,400	416,900	円
	3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100	円		3	192,800	230,000	264,600	283,400	317,800	364,000	418,800	円
	4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900	円		4	194,900	231,300	265,400	284,100	319,200	365,600	420,600	円
	5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700	円		5	196,900	232,500	266,200	284,800	320,600	367,200	422,400	円
	6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300	円		6	198,900	233,600	267,000	285,500	322,200	368,800	424,000	円
	7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900	円		7	200,900	234,600	267,800	286,200	323,700	370,400	425,600	円
	8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400	円		8	202,700	235,600	268,600	287,000	325,200	372,000	427,100	円
	9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900	円		9	204,500	236,700	269,400	287,800	326,700	373,600	428,600	円
	10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200	円		10	206,400	237,900	270,200	288,600	328,300	375,600	429,900	円
	11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500	円		11	208,300	239,200	271,000	289,400	329,800	377,600	431,200	円
	12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800	円		12	210,400	240,500	271,800	290,100	331,300	379,600	432,500	円
	13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100	円		13	212,100	241,800	272,600	290,800	332,800	381,000	433,800	円
	14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300	円		14	214,100	243,100	273,400	291,900	334,400	382,700	435,000	円

改正後										改正前									
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500			15	216,300	244,400	274,200	293,000	335,900	384,400	436,200		
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600			16	218,400	245,600	275,000	294,200	337,400	386,100	437,300		
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800			17	220,500	246,800	275,800	295,400	338,900	387,800	438,500		
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900			18	221,600	248,000	276,600	296,600	340,500	389,300	439,600		
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100			19	222,700	249,200	277,400	297,800	342,100	390,800	440,800		
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300			20	223,800	250,400	278,200	299,000	343,600	392,300	442,000		
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400			21	224,900	251,500	279,000	300,200	344,900	393,600	443,100		
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200			22	225,800	252,400	279,900	301,400	346,400	394,900	443,900		
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600			23	226,700	253,200	280,800	302,600	347,900	396,200	444,300		
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300			24	227,600	254,000	281,600	303,800	349,400	397,300	445,000		
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800			25	228,500	254,800	282,400	305,000	350,900	398,400	445,500		
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200			26	229,400	255,600	283,300	306,200	352,400	399,500	445,900		
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600			27	230,300	256,400	284,200	307,300	353,900	400,600	446,300		
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000			28	231,200	257,200	285,000	308,500	355,300	401,700	446,700		
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400			29	232,100	258,000	285,800	309,800	356,700	402,500	447,100		
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800			30	233,000	258,800	286,900	311,000	358,300	403,300	447,500		
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100			31	233,900	259,600	287,900	312,200	359,800	404,100	447,900		
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400			32	234,800	260,400	288,900	313,400	361,300	404,900	448,200		
33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700			33	235,600	261,200	289,900	314,600	362,500	405,300	448,500		
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000			34	236,400	262,000	291,000	315,700	363,600	405,900	448,900		

改正後										改正前									
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300			35	237,200	262,700	292,000	316,900	364,800	406,400	449,200		
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600			36	238,000	263,500	293,000	318,100	365,900	406,800	449,500		
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900			37	238,800	264,400	294,000	319,300	366,900	407,200	449,800		
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800				38	239,600	265,200	295,000	320,600	367,700	407,400			
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100				39	240,400	266,000	296,000	321,900	368,700	407,700			
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400				40	241,200	266,800	297,000	323,100	369,800	408,000			
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700				41	241,800	267,600	298,000	324,000	370,800	408,300			
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000				42	242,400	268,400	299,200	325,200	371,800	408,600			
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300				43	243,000	269,200	300,300	326,400	372,800	408,900			
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600				44	243,500	270,000	301,400	327,600	373,700	409,200			
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800				45	244,000	270,700	302,500	328,700	374,500	409,400			
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100				46	244,600	271,500	303,600	329,700	375,300	409,700			
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400				47	245,100	272,300	304,700	330,700	376,200	410,000			
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700				48	245,500	273,100	305,800	331,600	377,000	410,300			
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900				49	245,900	273,800	306,900	332,500	377,500	410,500			
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100				50	246,400	274,600	308,000	333,500	378,300	410,800			
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400				51	246,900	275,300	309,100	334,500	379,100	411,100			
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700				52	247,400	276,000	310,200	335,400	379,900	411,400			
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900				53	247,700	276,700	311,200	335,900	380,300	411,600			
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800					54	248,000	277,400	312,200	336,800	381,000				

改正後										改正前									
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500					55	248,300	278,100	313,200	337,500	381,700				
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100					56	248,600	278,800	314,200	338,400	382,300				
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500					57	248,900	279,500	315,200	339,100	382,700				
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000					58	249,200	280,200	316,200	339,400	383,200				
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600					59	249,500	280,900	317,200	339,900	383,800				
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200					60	249,800	281,500	318,100	340,500	384,400				
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600					61	250,100	282,100	319,000	341,100	384,800				
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100					62	250,400	282,800	319,800	341,800	385,300				
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600					63	250,700	283,500	320,500	342,500	385,800				
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100					64	251,000	284,100	321,200	343,100	386,300				
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700					65	251,300	284,700	321,800	343,800	386,900				
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200					66	251,600	285,400	322,500	344,300	387,400				
67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800					67	251,900	286,100	323,100	344,900	388,000				
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400					68	252,200	286,700	323,700	345,500	388,600				
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900					69	252,500	287,300	324,300	345,800	389,100				
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400					70	252,800	288,000	324,500	346,400	389,600				
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800					71	253,100	288,700	325,000	346,900	390,100				
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200					72	253,300	289,300	325,500	347,400	390,600				
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500					73	253,500	289,900	326,100	347,900	390,900				
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000					74	253,800	290,400	326,600	348,400	391,400				

改正後										改正前									
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400					254,100	290,800	327,100	348,900	391,800					
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800					254,300	291,200	327,500	349,300	392,200					
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200					254,500	291,600	328,100	349,600	392,600					
78	265,000	301,000	338,100	359,700						254,800	291,900	328,600	349,900						
79	265,300	301,200	338,500	359,900						255,100	292,200	329,000	350,100						
80	265,500	301,500	339,000	360,200						255,300	292,500	329,500	350,400						
81	265,700	301,800	339,500	360,700						255,500	292,800	330,000	350,900						
82	266,000	302,000	339,800	361,000						255,800	293,100	330,400	351,200						
83	266,300	302,300	340,000	361,300						256,100	293,400	330,600	351,500						
84	266,500	302,600	340,300	361,600						256,300	293,700	330,900	351,800						
85	266,700	302,800	340,700	362,000						256,500	293,900	331,300	352,200						
86		303,000	341,100	362,300							294,100	331,700	352,500						
87		303,200	341,400	362,600							294,300	332,000	352,800						
88		303,400	341,700	362,900							294,500	332,300	353,100						
89		303,800	342,000	363,300							294,900	332,600	353,500						
90		304,000	342,200	363,600							295,100	332,800	353,800						
91		304,200	342,600	363,800							295,300	333,200	354,100						
92		304,400	342,900	364,100							295,500	333,500	354,400						
93		304,800	343,100	364,400							295,900	333,700	354,700						
94		305,000	343,400	364,800							296,100	334,000	355,100						

改正後						改正前					
95		305,200	343,700	365,200		95		296,300	334,300	355,500	
96		305,500	343,900	365,600		96		296,600	334,600	355,900	
97						97		296,900	334,800	356,400	
98						98		297,100	335,100	356,800	
99						99		297,300	335,400	357,200	
100						100		297,600	335,600	357,600	
101						101		297,900	335,800	358,100	
102						102		298,100	336,000		
103						103		298,300	336,400		
104						104		298,600	336,600		
105						105		298,900	336,800		
106						106		337,200			
107						107		337,600			
108						108		338,000			
109						109		338,200			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
		円	円	円	円		円	円	円	円	円
		201,300	227,900	257,300	271,300		193,000	219,600	248,100	261,700	328,400
備考 この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他この表は、病院、診療所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の											

改正後										改正前					
これらの職員に類する者に適用する。										これらの職員に類する者に適用する。					
ウ 医療職給料表(3)										ウ 医療職給料表(3)					
職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	号給	円	円	円	円	円	円		号給	円	円	円	円	円	円
	1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400		1	207,700	240,600	281,800	295,200	319,300	362,000
	2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100		2	209,600	242,800	282,300	295,800	320,300	363,700
	3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800		3	211,400	245,000	282,800	296,400	321,300	365,400
	4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500		4	213,100	247,200	283,300	296,900	322,300	367,100
	5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300		5	214,800	249,400	283,800	297,400	323,300	368,900
	6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300		6	216,700	250,400	284,300	298,000	324,500	370,900
	7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300		7	218,500	251,300	284,800	298,600	325,700	372,900
	8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300		8	220,200	252,200	285,300	299,100	326,900	374,900
	9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000		9	221,900	253,100	285,800	299,600	328,000	376,600
	10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100		10	223,900	254,300	286,300	300,200	329,200	378,700
	11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200		11	225,800	255,400	286,800	300,800	330,300	380,800
	12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200		12	227,700	256,300	287,300	301,300	331,400	382,800
	13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100		13	229,600	257,100	287,800	301,800	332,500	384,700
	14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700		14	231,600	257,800	288,300	302,500	333,700	386,300
	15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500		15	233,600	258,500	288,800	303,200	334,800	388,100
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300		16	235,600	259,400	289,300	303,900	335,900	389,900	

改正後							改正前						
17	<u>251,400</u>	<u>274,100</u>	<u>301,400</u>	<u>315,800</u>	<u>348,000</u>	<u>403,000</u>	17	<u>237,600</u>	<u>260,500</u>	<u>289,800</u>	<u>304,600</u>	<u>337,000</u>	<u>391,600</u>
18	<u>253,400</u>	<u>275,000</u>	<u>301,800</u>	<u>316,700</u>	<u>349,100</u>	<u>404,700</u>	18	<u>239,600</u>	<u>261,600</u>	<u>290,300</u>	<u>305,500</u>	<u>338,200</u>	<u>393,300</u>
19	<u>255,500</u>	<u>275,900</u>	<u>302,300</u>	<u>317,500</u>	<u>350,200</u>	<u>406,700</u>	19	<u>241,700</u>	<u>262,700</u>	<u>290,800</u>	<u>306,400</u>	<u>339,300</u>	<u>395,200</u>
20	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>302,700</u>	<u>318,400</u>	<u>351,300</u>	<u>408,400</u>	20	<u>243,700</u>	<u>263,800</u>	<u>291,300</u>	<u>307,300</u>	<u>340,400</u>	<u>396,900</u>
21	<u>259,400</u>	<u>277,800</u>	<u>303,200</u>	<u>319,200</u>	<u>352,400</u>	<u>410,100</u>	21	<u>245,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,800</u>	<u>308,100</u>	<u>341,500</u>	<u>398,600</u>
22	<u>260,600</u>	<u>278,800</u>	<u>303,600</u>	<u>320,100</u>	<u>353,600</u>	<u>411,800</u>	22	<u>246,800</u>	<u>266,000</u>	<u>292,300</u>	<u>309,000</u>	<u>342,700</u>	<u>400,300</u>
23	<u>261,700</u>	<u>279,700</u>	<u>304,100</u>	<u>321,000</u>	<u>354,700</u>	<u>413,600</u>	23	<u>248,000</u>	<u>267,100</u>	<u>292,800</u>	<u>309,900</u>	<u>343,800</u>	<u>402,100</u>
24	<u>262,800</u>	<u>280,700</u>	<u>304,500</u>	<u>321,800</u>	<u>355,800</u>	<u>415,400</u>	24	<u>249,100</u>	<u>268,200</u>	<u>293,300</u>	<u>310,800</u>	<u>344,900</u>	<u>403,800</u>
25	<u>263,900</u>	<u>281,500</u>	<u>305,000</u>	<u>322,600</u>	<u>356,800</u>	<u>417,000</u>	25	<u>250,200</u>	<u>269,200</u>	<u>293,800</u>	<u>311,600</u>	<u>346,000</u>	<u>405,400</u>
26	<u>264,700</u>	<u>282,400</u>	<u>305,600</u>	<u>323,400</u>	<u>358,100</u>	<u>418,700</u>	26	<u>251,100</u>	<u>270,300</u>	<u>294,400</u>	<u>312,500</u>	<u>347,300</u>	<u>407,100</u>
27	<u>265,600</u>	<u>283,300</u>	<u>306,300</u>	<u>324,300</u>	<u>359,400</u>	<u>420,500</u>	27	<u>252,000</u>	<u>271,400</u>	<u>295,200</u>	<u>313,400</u>	<u>348,600</u>	<u>408,900</u>
28	<u>266,400</u>	<u>284,200</u>	<u>307,000</u>	<u>325,200</u>	<u>360,700</u>	<u>422,300</u>	28	<u>252,900</u>	<u>272,400</u>	<u>296,000</u>	<u>314,300</u>	<u>349,900</u>	<u>410,700</u>
29	<u>267,200</u>	<u>285,200</u>	<u>307,700</u>	<u>325,900</u>	<u>361,900</u>	<u>423,800</u>	29	<u>253,700</u>	<u>273,400</u>	<u>296,700</u>	<u>315,100</u>	<u>351,100</u>	<u>412,200</u>
30	<u>267,900</u>	<u>285,900</u>	<u>308,400</u>	<u>327,000</u>	<u>363,400</u>	<u>425,300</u>	30	<u>254,500</u>	<u>274,100</u>	<u>297,500</u>	<u>316,200</u>	<u>352,600</u>	<u>413,700</u>
31	<u>268,600</u>	<u>286,600</u>	<u>309,100</u>	<u>328,100</u>	<u>364,900</u>	<u>426,800</u>	31	<u>255,200</u>	<u>274,800</u>	<u>298,300</u>	<u>317,300</u>	<u>354,100</u>	<u>415,200</u>
32	<u>269,300</u>	<u>287,300</u>	<u>309,900</u>	<u>329,100</u>	<u>366,400</u>	<u>428,100</u>	32	<u>255,900</u>	<u>275,500</u>	<u>299,100</u>	<u>318,400</u>	<u>355,600</u>	<u>416,500</u>
33	<u>270,100</u>	<u>287,900</u>	<u>310,600</u>	<u>330,200</u>	<u>367,600</u>	<u>429,300</u>	33	<u>256,700</u>	<u>276,200</u>	<u>299,800</u>	<u>319,500</u>	<u>356,800</u>	<u>417,600</u>
34	<u>270,700</u>	<u>288,500</u>	<u>311,400</u>	<u>331,200</u>	<u>369,100</u>	<u>430,400</u>	34	<u>257,500</u>	<u>276,800</u>	<u>300,600</u>	<u>320,600</u>	<u>358,300</u>	<u>418,700</u>
35	<u>271,300</u>	<u>289,000</u>	<u>312,100</u>	<u>332,300</u>	<u>370,500</u>	<u>431,600</u>	35	<u>258,300</u>	<u>277,300</u>	<u>301,400</u>	<u>321,700</u>	<u>359,700</u>	<u>419,800</u>
36	<u>271,800</u>	<u>289,400</u>	<u>312,800</u>	<u>333,400</u>	<u>371,900</u>	<u>432,800</u>	36	<u>259,000</u>	<u>277,800</u>	<u>302,100</u>	<u>322,800</u>	<u>361,100</u>	<u>421,000</u>

改正後							改正前						
37	<u>272,400</u>	<u>289,800</u>	<u>313,500</u>	<u>334,500</u>	<u>373,300</u>	<u>434,100</u>	37	<u>259,700</u>	<u>278,300</u>	<u>302,900</u>	<u>323,900</u>	<u>362,500</u>	<u>422,300</u>
38	<u>273,100</u>	<u>290,400</u>	<u>314,300</u>	<u>335,600</u>	<u>374,300</u>	<u>435,200</u>	38	<u>260,600</u>	<u>278,900</u>	<u>303,700</u>	<u>325,100</u>	<u>363,500</u>	<u>423,400</u>
39	<u>273,800</u>	<u>290,900</u>	<u>315,100</u>	<u>336,700</u>	<u>375,700</u>	<u>436,400</u>	39	<u>261,500</u>	<u>279,400</u>	<u>304,500</u>	<u>326,200</u>	<u>364,900</u>	<u>424,600</u>
40	<u>274,500</u>	<u>291,300</u>	<u>315,900</u>	<u>337,800</u>	<u>377,000</u>	<u>437,600</u>	40	<u>262,300</u>	<u>279,900</u>	<u>305,300</u>	<u>327,300</u>	<u>366,200</u>	<u>425,700</u>
41	<u>275,200</u>	<u>291,700</u>	<u>316,500</u>	<u>338,600</u>	<u>378,300</u>	<u>438,800</u>	41	<u>263,100</u>	<u>280,300</u>	<u>306,000</u>	<u>328,100</u>	<u>367,500</u>	<u>426,900</u>
42	<u>275,800</u>	<u>292,200</u>	<u>317,400</u>	<u>339,700</u>	<u>379,700</u>	<u>439,800</u>	42	<u>264,000</u>	<u>280,800</u>	<u>307,000</u>	<u>329,200</u>	<u>368,900</u>	<u>427,900</u>
43	<u>276,500</u>	<u>292,600</u>	<u>318,400</u>	<u>340,800</u>	<u>381,000</u>	<u>440,900</u>	43	<u>264,800</u>	<u>281,300</u>	<u>308,000</u>	<u>330,300</u>	<u>370,200</u>	<u>429,000</u>
44	<u>277,100</u>	<u>293,100</u>	<u>319,300</u>	<u>341,800</u>	<u>382,300</u>	<u>442,000</u>	44	<u>265,600</u>	<u>281,800</u>	<u>308,900</u>	<u>331,300</u>	<u>371,500</u>	<u>430,100</u>
45	<u>277,900</u>	<u>293,600</u>	<u>320,100</u>	<u>342,700</u>	<u>383,800</u>	<u>443,000</u>	45	<u>266,400</u>	<u>282,300</u>	<u>309,800</u>	<u>332,300</u>	<u>373,000</u>	<u>431,100</u>
46	<u>278,600</u>	<u>294,000</u>	<u>321,100</u>	<u>343,600</u>	<u>385,000</u>	<u>443,500</u>	46	<u>267,100</u>	<u>282,800</u>	<u>310,800</u>	<u>333,300</u>	<u>374,200</u>	<u>431,600</u>
47	<u>279,300</u>	<u>294,500</u>	<u>322,100</u>	<u>344,600</u>	<u>386,100</u>	<u>444,000</u>	47	<u>267,800</u>	<u>283,300</u>	<u>311,800</u>	<u>334,300</u>	<u>375,300</u>	<u>432,200</u>
48	<u>279,900</u>	<u>294,900</u>	<u>323,000</u>	<u>345,600</u>	<u>387,300</u>	<u>444,400</u>	48	<u>268,400</u>	<u>283,800</u>	<u>312,700</u>	<u>335,300</u>	<u>376,500</u>	<u>432,600</u>
49	<u>280,400</u>	<u>295,400</u>	<u>323,900</u>	<u>346,800</u>	<u>388,400</u>	<u>445,000</u>	49	<u>269,000</u>	<u>284,300</u>	<u>313,600</u>	<u>336,500</u>	<u>377,600</u>	<u>433,200</u>
50	<u>280,900</u>	<u>295,800</u>	<u>324,800</u>	<u>348,100</u>	<u>389,300</u>	<u>445,500</u>	50	<u>269,500</u>	<u>284,800</u>	<u>314,600</u>	<u>337,800</u>	<u>378,500</u>	<u>433,700</u>
51	<u>281,300</u>	<u>296,300</u>	<u>325,800</u>	<u>349,300</u>	<u>390,300</u>	<u>445,900</u>	51	<u>270,000</u>	<u>285,300</u>	<u>315,600</u>	<u>339,000</u>	<u>379,500</u>	<u>434,100</u>
52	<u>281,700</u>	<u>296,800</u>	<u>326,800</u>	<u>350,500</u>	<u>391,200</u>	<u>446,400</u>	52	<u>270,400</u>	<u>285,800</u>	<u>316,600</u>	<u>340,200</u>	<u>380,400</u>	<u>434,600</u>
53	<u>282,000</u>	<u>297,200</u>	<u>327,600</u>	<u>351,400</u>	<u>391,800</u>	<u>446,900</u>	53	<u>270,800</u>	<u>286,300</u>	<u>317,400</u>	<u>341,100</u>	<u>381,000</u>	<u>435,100</u>
54	<u>282,500</u>	<u>297,600</u>	<u>328,500</u>	<u>352,600</u>	<u>392,600</u>	<u>447,300</u>	54	<u>271,300</u>	<u>286,800</u>	<u>318,400</u>	<u>342,300</u>	<u>381,800</u>	<u>435,500</u>
55	<u>282,900</u>	<u>298,100</u>	<u>329,500</u>	<u>353,700</u>	<u>393,400</u>	<u>447,600</u>	55	<u>271,800</u>	<u>287,300</u>	<u>319,400</u>	<u>343,400</u>	<u>382,600</u>	<u>435,800</u>
56	<u>283,300</u>	<u>298,500</u>	<u>330,400</u>	<u>355,000</u>	<u>394,200</u>	<u>447,900</u>	56	<u>272,200</u>	<u>287,800</u>	<u>320,300</u>	<u>344,700</u>	<u>383,400</u>	<u>436,100</u>

改正後							改正前						
57	<u>283,700</u>	<u>299,000</u>	<u>331,300</u>	<u>356,000</u>	<u>394,900</u>	<u>448,300</u>	57	<u>272,600</u>	<u>288,300</u>	<u>321,200</u>	<u>345,700</u>	<u>384,100</u>	<u>436,500</u>
58	<u>284,100</u>	<u>299,700</u>	<u>332,200</u>	<u>356,900</u>	<u>395,600</u>		58	<u>273,000</u>	<u>289,100</u>	<u>322,200</u>	<u>346,600</u>	<u>384,800</u>	
59	<u>284,400</u>	<u>300,400</u>	<u>333,200</u>	<u>358,000</u>	<u>396,300</u>		59	<u>273,400</u>	<u>289,900</u>	<u>323,200</u>	<u>347,700</u>	<u>385,500</u>	
60	<u>284,700</u>	<u>301,100</u>	<u>334,100</u>	<u>359,200</u>	<u>396,900</u>		60	<u>273,800</u>	<u>290,600</u>	<u>324,100</u>	<u>348,900</u>	<u>386,100</u>	
61	<u>285,100</u>	<u>301,800</u>	<u>335,000</u>	<u>360,300</u>	<u>397,500</u>		61	<u>274,200</u>	<u>291,300</u>	<u>325,000</u>	<u>350,000</u>	<u>386,700</u>	
62	<u>285,500</u>	<u>302,700</u>	<u>336,100</u>	<u>361,500</u>	<u>398,100</u>		62	<u>274,600</u>	<u>292,200</u>	<u>326,200</u>	<u>351,200</u>	<u>387,300</u>	
63	<u>285,900</u>	<u>303,600</u>	<u>337,300</u>	<u>362,700</u>	<u>398,800</u>		63	<u>275,000</u>	<u>293,100</u>	<u>327,400</u>	<u>352,400</u>	<u>388,000</u>	
64	<u>286,200</u>	<u>304,300</u>	<u>338,500</u>	<u>363,700</u>	<u>399,400</u>		64	<u>275,400</u>	<u>293,900</u>	<u>328,600</u>	<u>353,400</u>	<u>388,600</u>	
65	<u>286,500</u>	<u>305,000</u>	<u>339,200</u>	<u>364,700</u>	<u>400,100</u>		65	<u>275,800</u>	<u>294,700</u>	<u>329,300</u>	<u>354,400</u>	<u>389,300</u>	
66	<u>286,900</u>	<u>305,900</u>	<u>340,300</u>	<u>365,700</u>	<u>400,600</u>		66	<u>276,200</u>	<u>295,600</u>	<u>330,400</u>	<u>355,400</u>	<u>389,800</u>	
67	<u>287,300</u>	<u>306,700</u>	<u>341,400</u>	<u>366,800</u>	<u>401,200</u>		67	<u>276,600</u>	<u>296,400</u>	<u>331,500</u>	<u>356,500</u>	<u>390,400</u>	
68	<u>287,600</u>	<u>307,500</u>	<u>342,300</u>	<u>367,900</u>	<u>401,700</u>		68	<u>277,000</u>	<u>297,200</u>	<u>332,400</u>	<u>357,600</u>	<u>390,900</u>	
69	<u>288,000</u>	<u>308,200</u>	<u>343,400</u>	<u>368,700</u>	<u>402,100</u>		69	<u>277,400</u>	<u>298,000</u>	<u>333,500</u>	<u>358,400</u>	<u>391,300</u>	
70	<u>288,500</u>	<u>309,100</u>	<u>344,100</u>	<u>369,800</u>	<u>402,700</u>		70	<u>277,900</u>	<u>298,900</u>	<u>334,200</u>	<u>359,500</u>	<u>391,900</u>	
71	<u>288,900</u>	<u>310,000</u>	<u>345,200</u>	<u>370,900</u>	<u>403,100</u>		71	<u>278,400</u>	<u>299,800</u>	<u>335,300</u>	<u>360,600</u>	<u>392,400</u>	
72	<u>289,200</u>	<u>310,800</u>	<u>346,300</u>	<u>371,900</u>	<u>403,400</u>		72	<u>278,800</u>	<u>300,700</u>	<u>336,400</u>	<u>361,600</u>	<u>392,700</u>	
73	<u>289,600</u>	<u>311,700</u>	<u>347,400</u>	<u>372,600</u>	<u>403,700</u>		73	<u>279,200</u>	<u>301,600</u>	<u>337,500</u>	<u>362,300</u>	<u>393,000</u>	
74	<u>290,100</u>	<u>312,500</u>	<u>348,600</u>	<u>373,400</u>	<u>404,200</u>		74	<u>279,800</u>	<u>302,500</u>	<u>338,700</u>	<u>363,100</u>	<u>393,500</u>	
75	<u>290,600</u>	<u>313,400</u>	<u>349,700</u>	<u>374,200</u>	<u>404,600</u>		75	<u>280,400</u>	<u>303,400</u>	<u>339,800</u>	<u>363,900</u>	<u>393,900</u>	
76	<u>291,100</u>	<u>314,300</u>	<u>350,800</u>	<u>374,900</u>	<u>404,900</u>		76	<u>280,900</u>	<u>304,300</u>	<u>340,900</u>	<u>364,600</u>	<u>394,200</u>	

改正後						改正前					
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	77	281,400	305,100	342,000	365,200	394,500
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	78	282,000	306,100	343,100	365,700	395,000
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	79	282,600	307,100	344,100	366,200	395,500
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	80	283,100	308,000	345,200	366,700	395,900
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	81	283,600	308,500	346,100	367,300	396,200
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	82	284,100	309,400	347,100	367,800	396,600
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	83	284,600	310,300	348,000	368,300	397,100
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	84	285,100	311,100	349,000	368,800	397,500
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	85	285,600	311,900	349,900	369,200	397,900
86	295,800	322,600	360,600	379,900		86	286,100	312,900	350,700	369,600	
87	296,300	323,600	361,400	380,500		87	286,600	313,900	351,500	370,200	
88	296,800	324,600	362,200	381,000		88	287,100	314,900	352,300	370,700	
89	297,200	325,500	362,800	381,300		89	287,600	315,800	352,900	371,000	
90	297,700	326,500	363,400	381,800		90	288,100	316,900	353,500	371,500	
91	298,200	327,500	364,000	382,100		91	288,600	317,900	354,100	371,900	
92	298,700	328,500	364,600	382,400		92	289,100	318,900	354,700	372,200	
93	299,200	329,300	365,000	383,000		93	289,600	319,700	355,100	372,800	
94	299,600	330,000	365,400	383,500		94	290,200	320,400	355,500	373,300	
95	300,100	330,700	365,900	384,000		95	290,800	321,100	356,000	373,800	
96	300,700	331,300	366,300	384,500		96	291,400	321,700	356,400	374,300	

改正後										改正前									
97	301,300	331,800	366,800	385,100					97	292,000	322,200	356,900	374,900						
98	301,800	332,100	367,200	385,600					98	292,500	322,500	357,300	375,400						
99	302,300	332,600	367,700	386,100					99	293,000	323,100	357,800	375,900						
100	302,800	333,200	368,100	386,500					100	293,500	323,700	358,200	376,300						
101	303,200	333,600	368,400	387,100					101	294,000	324,100	358,500	376,900						
102	303,700	334,100	368,900	387,600					102	294,500	324,700	359,000	377,400						
103	304,100	334,700	369,200	388,100					103	295,000	325,300	359,400	377,900						
104	304,500	335,200	369,500	388,600					104	295,400	325,800	359,700	378,400						
105	304,900	335,600	369,900	389,200					105	295,800	326,200	360,100	379,000						
106	305,300	336,100	370,400	389,600					106	296,300	326,700	360,600	379,400						
107	305,700	336,600	370,900	390,100					107	296,800	327,200	361,100	379,900						
108	306,000	337,100	371,400	390,600					108	297,100	327,700	361,600	380,400						
109	306,200	337,500	371,900	391,200					109	297,300	328,100	362,100	381,000						
110	306,500	337,800	372,400						110	297,600	328,500	362,600							
111	306,700	338,100	372,900						111	297,800	328,800	363,100							
112	307,000	338,400	373,300						112	298,100	329,100	363,500							
113	307,300	338,700	373,700						113	298,400	329,400	363,900							
114	307,500	339,100	374,100						114	298,600	329,800	364,300							
115	307,800	339,400	374,600						115	298,900	330,100	364,800							
116	308,000	339,700	375,100						116	299,100	330,400	365,300							

改正後								改正前							
117	308,300	339,900	375,500					117	299,400	330,600	365,700				
118	308,500	340,200	376,000					118	299,700	330,900	366,200				
119	308,800	340,500	376,500					119	300,000	331,200	366,700				
120	309,100	340,700	377,000					120	300,300	331,400	367,200				
121	309,400	340,900	377,300					121	300,600	331,600	367,500				
122	309,700	341,200						122	301,000	331,900					
123	310,000	341,500						123	301,300	332,200					
124	310,300	341,800						124	301,600	332,500					
125	310,500	342,000						125	301,800	332,700					
126	310,700	342,300						126	302,000	333,000					
127	311,000	342,600						127	302,300	333,400					
128	311,400	342,800						128	302,700	333,600					
129	311,600	343,000						129	302,900	333,800					
130	311,900	343,200						130	303,200	334,000					
131	312,200	343,500						131	303,600	334,400					
132	312,600	343,700						132	304,000	334,600					
133	312,800	344,000						133	304,200	334,900					
134	313,100	344,400						134	304,500	335,300					
135	313,400	344,800						135	304,800	335,700					
136	313,700	345,200						136	305,100	336,100					

改正後				改正前			
137	<u>313,900</u>	<u>345,500</u>		137	<u>305,300</u>	<u>336,400</u>	
138	<u>314,200</u>	<u>345,900</u>		138	<u>305,600</u>	<u>336,800</u>	
139	<u>314,500</u>	<u>346,300</u>		139	<u>305,900</u>	<u>337,200</u>	
140	<u>314,800</u>	<u>346,700</u>		140	<u>306,200</u>	<u>337,600</u>	
141	<u>315,000</u>	<u>347,000</u>		141	<u>306,400</u>	<u>337,900</u>	
142	<u>315,300</u>	<u>347,400</u>		142	<u>306,800</u>	<u>338,300</u>	
143	<u>315,700</u>	<u>347,700</u>		143	<u>307,200</u>	<u>338,600</u>	
144	<u>316,000</u>	<u>348,100</u>		144	<u>307,500</u>	<u>339,000</u>	
145	<u>316,200</u>	<u>348,400</u>		145	<u>307,700</u>	<u>339,300</u>	
146	<u>316,400</u>	<u>348,800</u>		146	<u>307,900</u>	<u>339,700</u>	
147	<u>316,700</u>	<u>349,200</u>		147	<u>308,200</u>	<u>340,100</u>	
148	<u>317,000</u>	<u>349,600</u>		148	<u>308,600</u>	<u>340,500</u>	
149	<u>317,200</u>	<u>349,900</u>		149	<u>308,800</u>	<u>340,800</u>	
150	<u>317,400</u>	<u>350,300</u>		150	<u>309,000</u>	<u>341,200</u>	
151	<u>317,700</u>	<u>350,700</u>		151	<u>309,300</u>	<u>341,600</u>	
152	<u>318,000</u>	<u>351,100</u>		152	<u>309,600</u>	<u>342,000</u>	
153	<u>318,400</u>	<u>351,400</u>		153	<u>310,000</u>	<u>342,300</u>	
154	<u>318,600</u>			154	<u>310,200</u>		
155	<u>318,800</u>			155	<u>310,400</u>		
156	<u>319,100</u>			156	<u>310,700</u>		

第2条関係

改正後	改正前
○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (通勤手当) 第16条 (略)	○四万十町一般職の職員の給与に関する条例 平成18年3月20日条例第41号 (通勤手当) 第16条 (略)
2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300 円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400 円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500 円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600 円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ	2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) (略) (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあつては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である職員 2,000 円 イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200 円 ウ 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300 円 エ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 10,400 円 オ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 13,500 円 カ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 16,600 円 キ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満であ

改正後	改正前
る職員 19,700 円 ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満であ る職員 22,800 円 ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満であ る職員 25,900 円 コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満であ る職員 29,100 円 サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満であ る職員 32,300 円 シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満であ る職員 35,500 円 ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 <u>65 キロメートル未満であ</u>	る職員 19,700 円 ク 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満であ る職員 22,800 円 ケ 使用距離が片道 40 キロメートル以上 45 キロメートル未満であ る職員 25,900 円 コ 使用距離が片道 45 キロメートル以上 50 キロメートル未満であ る職員 29,100 円 サ 使用距離が片道 50 キロメートル以上 55 キロメートル未満であ る職員 32,300 円 シ 使用距離が片道 55 キロメートル以上 60 キロメートル未満であ る職員 35,500 円 ス 使用距離が片道 60 キロメートル以上 <u>である職員</u> 38,700 円
<u>る職員 38,700 円</u> <u>セ 使用距離が片道 65 キロメートル以上 70 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 42,200 円</u> <u>ソ 使用距離が片道 70 キロメートル以上 75 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 45,700 円</u> <u>タ 使用距離が片道 75 キロメートル以上 80 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 49,200 円</u> <u>チ 使用距離が片道 80 キロメートル以上 85 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 52,700 円</u> <u>ツ 使用距離が片道 85 キロメートル以上 90 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 56,200 円</u> <u>テ 使用距離が片道 90 キロメートル以上 95 キロメートル未満であ</u> <u>る職員 59,600 円</u>	

改正後	改正前
<u>上 使用距離が片道 95 キロメートル以上 100 キロメートル未満である職員 63,000 円</u> <u>下 使用距離が片道 100 キロメートル以上である職員 66,400 円</u> (3)～(4) (略) 3～7 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の126.25</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の126.25</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退	(3)～(4) (略) 3～7 (略) (期末手当) 第31条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における当該職員の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。 4～7 (略) (勤勉手当) 第34条 (略) 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退

改正後	改正前
職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に<u>100分の106.25</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に<u>100分の51.25</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)	職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。) において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、<u>6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5</u>を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5</u>を乗じて得た額の総額 3～5 (略)

■議案第97号 四万十町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

【要旨】

この条例は、人事院勧告等による一般職の職員の給料月額、各種手当の額等の改定に伴い、会計年度任用職員の給料等も一般職の職員と同様に遡及適用できるよう本条例を改正するものです。

【改正内容】

- ・第4条第1項ただし書き（適用条文）の削除

「ただし、給与条例の改正による給料表の改定については、同条例改正の施行日の翌月から適用するものとする。」を削除します。

【新旧対照表】

改正後	改正前
（給料表） 第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号。以下「給与条例」という。）第4条に規定する給料表のとおりとする。 2（略）	（給料表） 第4条 フルタイム会計年度任用職員の給料表は、四万十町一般職の職員の給与に関する条例（平成18年四万十町条例第41号。以下「給与条例」という。）第4条に規定する給料表のとおりとする。<u>ただし、給与条例の改正による給料表の改定については、同条例改正の施行日の翌月から適用するものとする。</u> 2（略）

【施行期日及び適用日】

施行期日 公布の日

適用日 令和7年4月1日

■議案第98号 四万十町保育所条例の一部を改正する条例について

【要旨】

現在、本町には町立保育所が7か所あり、それぞれの保育所で安全で適切な保育（一部指定管理による保育を実施）を行っているところです。

しかし、ほとんどの保育所で老朽化が進んでいる状況があり、中でも施設整備（1976年）から49年が経過している「見付保育所」では、本年4月に、屋根材の一部が剥落する事態が発生しました。現在までに、危険防止対策（応急工事や危険個所への侵入防止柵など）を行い、日々の保育を実施していますが、児童の安全確保を最優先するためには、本年度末をもって閉所すべきと判断しましたので、本条例を改正するものです。

なお、閉所後については、現在の見付保育所に在籍する児童の大部分を、社会福祉法人窪川児童福祉協会が運営する「くぼかわ保育所」で受け入れていただく方向で調整しています。

【改正内容】

「四万十町立見付保育所」をこの条例から削除します。

【新旧対照表】

改正後		改正前	
第1条 （略） （名称及び位置）		第1条 （略） （名称及び位置）	
第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 保育所の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
（略）	（略）	（略）	（略）
四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地1	四万十町立興津保育所	四万十町興津2520番地1
四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地5	<u>四万十町立見付保育所</u>	<u>四万十町見付970番地6</u>
（略）	（略）	四万十町立ひかり保育所	四万十町替坂本41番地5
（略）	（略）	（略）	（略）
第3条 ～ （略）		第3条 ～ （略）	

【施行期日】

令和8年4月1日

■議案第99号 四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例について

【要旨】

令和6年6月12日に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）により、生後6か月から満3歳未満で保育所などに通っていない子どもを育てている家庭が、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付として、「こども誰でも通園制度」

（児童福祉法（昭和22年法律第164号）では「乳児等通園支援事業」として規定）が創設され、令和7年4月1日から制度化、令和8年4月1日から給付化されることとなっています。

これを受けて全国の自治体では、「こども誰でも通園制度」の実施に向けた体制整備が進められているところですが、本町では、1歳児以後の保育所等入所率が9割を超えていること、また、生後6か月から利用できる一時預かり事業も一定の利用があることから、同制度のニーズは少ないものと見込んでいます。

現状の保育等施設を運営する中で、限られた保育士を効率的に配置しながら同制度を運用していくため、まず令和8年度からは、町内3か所に設置している地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）で実施します。

本条例は、支援センターで「こども誰でも通園制度」を実施するため、所要の規定を整備するものです。

【主な改正内容】

1. 支援センターで実施する事業に、乳児等通園支援事業を追加します。
2. 乳児等通園支援事業の利用料の上限（1時間当たり300円）を定めます。
3. 支援センターの現状の運営に合わせた規定の整理及び字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和8年4月1日

【根拠法令】

地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2～11 （略）

（分担金等に関する規制及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（以下本項において「標準事務」という。）について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

2・3 （略）

四万十町地域子育て支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																
(設置) 第1条 <u>子ども</u>を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川地域子育て支援センター</td><td>四万十町北琴平町826番地1</td></tr> <tr> <td>四万十町大正地域子育て支援センター</td><td>四万十町大正385番地1</td></tr> <tr> <td>四万十町十和地域子育て支援センター</td><td>四万十町昭和416番地4</td></tr> </tbody> </table> （事業） 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 <u>(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第6項に規定する地域子育て支援拠点事業</u> <u>(2) 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業</u> <u>(3) 児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業</u> <u>(4) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</u>	名称	位置	四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1	四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1	四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4	(設置) 第1条 <u>子供</u>を安心して産み育てる環境づくりを推進するとともに、地域及び関係機関と連携を図り、子育て家庭に対する育児支援を行うことを目的として、四万十町地域子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。 （名称及び位置） 第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>四万十町窪川地域子育て支援センター</td><td>四万十町北琴平町826番地1</td></tr> <tr> <td>四万十町大正地域子育て支援センター</td><td>四万十町大正385番地1</td></tr> <tr> <td>四万十町十和地域子育て支援センター</td><td>四万十町昭和416番地4</td></tr> </tbody> </table> （事業） 第3条 支援センターは、次の事業を行う。 <u>(1) 育児不安等についての相談指導</u> <u>(2) 子育てサークル等の育成・支援等</u> <u>(3) 保健相談事業への支援</u> <u>(4) 子育て通信の発行</u> <u>(5) 育児教室、講演会等の開催</u> <u>(6) 子育てに関する情報の収集及び提供並びに交流の場の提供</u> <u>(7) その他第1条の目的を達成するために必要な事業</u>	名称	位置	四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1	四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1	四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4
名称	位置																
四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1																
四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1																
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4																
名称	位置																
四万十町窪川地域子育て支援センター	四万十町北琴平町826番地1																
四万十町大正地域子育て支援センター	四万十町大正385番地1																
四万十町十和地域子育て支援センター	四万十町昭和416番地4																

改正後	改正前
(職員) 第4条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。 (使用料等) 第5条 支援センターの使用料は、無料とする。 <u>2 前項の規定にかかわらず、第3条第2号又は第3号の事業を利用する者は、1時間当たり300円を超えない範囲内で町長が定める利用料を納付しなければならない。</u> (利用者の責務) 第6条 利用者は、支援センターの秩序を尊重し、町長及び支援センター職員の指示に従わなければならない。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。	(職員) 第4条 支援センターに、所長その他必要な職員を置く。 (使用料) 第5条 支援センターの使用料は、無料とする。 (利用者の責務) 第6条 利用者は、支援センターの秩序を尊重し、町長及び支援センター職員の指示に従わなければならない。 (委任) 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

■議案第 100 号 児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について

【要旨】

この条例については、令和 7 年 4 月 25 日に公布された「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 29 号。以下「改正法」という。）が令和 7 年 10 月 1 日から施行されたことに伴い、関係する条例を改正するものです。

改正法により、児童福祉法については、いくつかの規定の改正等が行われていますが、そのうち第 33 条の 10 に第 2 項及び第 3 項が新設されたことにより、条例に規定している「第 33 条の 10 各号」を「第 33 条の 10 第 1 項各号」に改める必要が生じたものです。

改正する条例については、「四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四万十町条例第 18 号）」、「四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四万十町条例第 19 号）」及び「四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年四万十町条例第 20 号）」の 3 本となっています。

【条例の内容】

第 1 条 四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

第 13 条中「法第 33 条の 10 各号」→「法第 33 条の 10 第 1 項各号」

第 2 条 四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の改正

第 26 条中「児童福祉法第 33 条の 10 各号」→「児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項各号」

第 3 条 四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

第 12 条中「法第 33 条の 10 各号」→「法第 33 条の 10 第 1 項各号」

【施行期日及び適用日】

施行期日 公布の日

適用日 令和 7 年 10 月 1 日（改正児童福祉法の施行日）

【新旧対照表】

四万十町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第12条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第12条 (略) (虐待等の禁止)
第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第13条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第14条 ～ (略)	第14条 ～ (略)

四万十町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第25条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第25条 (略) (虐待等の禁止)
第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第26条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、 <u>児童福祉法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第27条 ～ (略)	第27条 ～ (略)

四万十町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正後	改正前
第1条 ～ 第11条 (略) (虐待等の禁止)	第1条 ～ 第11条 (略) (虐待等の禁止)
第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第12条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、 <u>法第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第13条 ～ (略)	第13条 ～ (略)

■議案第 101 号 四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

旧大正町が創設した高齢者向け住宅「青空」は、現在、しまんと町社会福祉協議会を指定管理者として管理運営を行っています。

条例第 9 条に基づき、住宅内で調理員が食事を提供していますが、調理員の確保が困難な状況となったため、食事提供方法の見直しを行うことになりました。これに伴い、住宅の利用料金の見直しも実施することとなりますので、本条例を改正するものです。

【主な改正内容】

1. 食事提供サービスの変更〔第 10 条第 1 項第 1 号〕

住宅内での調理員による食事提供を終了します。代わりに、希望者には外部配食サービスの利用ができるよう調整等を行います。

2. 利用料金の改定〔第 11 条第 1 項〕

入居者においては利用料金を月額 61,100 円としていましたが、住宅内での調理員による食事提供を終了することから、食事代及び関連する水道光熱費を減額調整し、月額 34,000 円に改定します。また、ショートステイにあっては同様の理由により、日額 2,050 円から日額 1,133 円に改定します。

3. その他

今回の改正に併せて、字句の修正等を行います。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 8 年 4 月 1 日

四万十町大正生活支援住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町大正生活支援住宅条例 平成18年 3 月20日条例第76号 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 支援住宅の <u>入居の承認その他支援住宅の運営</u> に関する業務 (2) 支援住宅の <u>施設及び備品の維持管理</u> に関する業務 2 指定管理者は、町長の指示した事項に留意し、常に支援住宅の適正な管理を行わなければならない。 <u>(利用対象者)</u> 第5条 <u>支援住宅を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>次の要件を満たす者</u> <u>ア 町内に住所を有している者</u> <u>イ 入居の申請時点において住民税が非課税である世帯に属している者</u> <u>ウ 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項及び第2項の規定による要支援又は要介護1若しくは要介護2の認定を受けている者</u> <u>エ 在宅生活に不安があると指定管理者が認める者</u> (2) <u>一時的に在宅生活が困難であると町長が認める者（ショートステイ利用に限る。）</u> (3) <u>その他指定管理者が必要と認める者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としなければならない。 2	○四万十町大正生活支援住宅条例 平成18年 3 月20日条例第76号 (指定管理者が行う業務) 第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。 (1) 支援住宅の <u>設備及び設備の維持管理</u> に関する業務 (2) 支援住宅の <u>運営</u> に関する業務 2 指定管理者は、 <u>老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の関係法令及び事業に伴う指定基準を遵守するとともに、町長の指示した事項に留意し、常に支援住宅の適正な管理を行わなければならない。</u> <u>(入所対象者)</u> 第5条 <u>支援住宅の入所対象者は、四万十町に住所を有する独居世帯、高齢者世帯等で、次の各号のいずれかに該当する者とする。</u> (1) <u>介護保険における要支援又は要介護1若しくは要介護2の認定者で在宅生活に不安がある者</u> (2) <u>ショートステイ利用者については、一時的に在宅生活が困難な者</u> (3) <u>特に町長が必要と認める者</u> 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、 <u>入所</u> 対象者としなければならないことができる。

改正後	改正前
(1) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要なとき。 (2) 他の施設の入所決定者と認められたとき。 (3) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。 (入居定員) 第6条 <u>支援住宅の入居定員</u>は、8人とする。 (入居の承認の申請) 第7条 対象者で支援住宅に入居しようとする者（以下「入居申請者」という。）は、指定管理者に申請しなければならない。 (入居の承認及び選考委員会) 第8条 指定管理者は、前条の申請があった場合は、承認について審査し、その内容をして入居の可否を決定し、結果を通知するものとする。 2 指定管理者は、前条の承認を行う場合は、支援住宅入居者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 (選考委員会) 第9条 前条に規定する<u>入居の承認</u>について審議するため、選考委員会を置く。 2 選考委員会は、委員5人で組織する。 3 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>有識者</u> 1人 (2) <u>国民健康保険大正診療所事務長</u> 1人 (3) 特別養護老人ホーム<u>四万十荘</u>施設長 1人 (4) <u>社会福祉法人しまんと町</u>社会福祉協議会事務局長 1人 (5) <u>四万十町</u>地域包括支援センター職員 1人	(1) <u>感染症の患者であるとき。</u> (2) 疾病又は負傷のため、入院加療が必要なとき。 (3) 他の施設の入所決定者と認められたとき。 (4) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。 (入所定員) 第6条 <u>入所定員</u>は、8人とする。 (入所の許可) 第7条 <u>支援住宅の入所対象者で支援住宅に入所しようとする者（以下「入所申請者」という。）は、指定管理者の許可を受けなければならない。</u> 2 指定管理者は、前項の許可をするにあたっては、支援住宅入所者選考委員会（以下「選考委員会」という。）の意見を聴かなければならない。 (選考委員会) 第8条 前条に規定する<u>入所の許可</u>について審議するため、選考委員会を置く。 2 選考委員会は、委員5人で組織する。 3 委員は、次に掲げる者について町長が委嘱し、又は任命する。 (1) <u>学識経験者</u> 1人 (2) <u>主管課長</u> 1人 (3) 特別養護老人ホーム施設長 1人 (4) 社会福祉協議会事務局長 1人 (5) 地域包括支援センターの職員 1人

改正後	改正前
4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (<u>支援</u>の内容) <u>第10条</u> 支援住宅で<u>行う支援</u>の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>配食サービスの利用に関する調整等</u> (2) <u>共有設備（共有スペース、浴室及びトイレを含む。）の管理及び清掃</u> (3) <u>入居生活に関する相談受付及び夜間等緊急時の対応</u> (利用料金) <u>第11条</u> <u>第8条</u>に規定する入居の承認を受けた者（以下「入居者」という。）は、<u>利用料金として月額34,000円（ショートステイにあっては、月額1,133円）を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入居し、又は退去する場合の当該月分の利用料金は、日割計算によるものとする。</u> 2 町長は、前項の利用料金を指定管理者の収入として収受させる。 (利用料金の減免又は徴収猶予) <u>第12条</u> 指定管理者は、<u>入居者</u>が次の各号のいずれかに該当し、かつ、町長とあらかじめ協議して必要があると認めるときは、前条に規定する利用料金を減額若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。 (1) 支援住宅の<u>入居者</u>の収入が著しく低額であるとき。	4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。 5 前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。 (<u>サービス</u>の内容) <u>第9条</u> 支援住宅で<u>提供できるサービス</u>の内容は、次に掲げるとおりとする。 (1) <u>食事のサービス</u> (2) 共有スペース、<u>風呂</u>及び<u>トイレ</u>の清掃 (利用料金) <u>第10条</u> <u>第7条</u>に規定する入所の許可を受けた者（以下「入所者」という。）は、<u>次に掲げる利用料金を指定管理者に納めなければならない。ただし、月の途中で入所又は退所する場合は、日割計算による。</u> (1) <u>入所利用料金 1 か月 61,100円</u> (2) <u>ショートステイ 1 日 2,050円</u> (利用料金の減免又は徴収猶予) 2 町長は、前項の利用料金を指定管理者の収入として収受させる。 (利用料金の減免又は徴収猶予) <u>第11条</u> 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、町長とあらかじめ協議して必要があると認めるときは、前条に規定する利用料金を減額若しくは免除し、又は徴収猶予することができる。 (1) 支援住宅の<u>入所者又はその同居者</u>の収入が著しく低額であるとき。

改正後	改正前
(2) 支援住宅の<u>入居者</u>が災害等により著しい損害を受けたとき。 (3) 前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。 (変更等の届出) <u>第13条</u> <u>入居者</u>は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに変更又は<u>退去</u>する旨を指定管理者に届け出なければならない。 (1) 支援住宅の利用を必要としなくなったとき。 (2) 死亡又は転出したとき。 (3) 第5条第2項に規定する状態に至ったとき。 (明渡し請求) <u>第14条</u> 指定管理者は、<u>入居者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、支援住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 利用料金を3か月以上滞納したとき。 (2) 支援住宅の施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。 <u>(3) 不正な行為により入居したとき。</u> <u>(4) 正当な理由によらないで引き続き15日以上支援住宅を使用しないとき。</u> <u>(5) 入居者が死亡したとき、又は長期入院等により継続して利用できないとき。</u> <u>(6) 第5条第2項の規定に該当すると認められる状態となったとき。</u> <u>(7) 第15条、第16条又は第17条の規定に違反したとき。</u> <u>(8) 指定管理者が管理運営上不適当と認めるとき。</u> 2 前項の規定に基づく請求を受けたときは、<u>入居者</u>は、速やかに支援住宅を明け渡さなければならない。 (迷惑行為等の禁止)	(2) 支援住宅の<u>入所者又はその同居者</u>が災害等により著しい損害を受けたとき。 (3) 前2号に掲げるものに準ずる特別の事情があるとき。 (変更等の届出) <u>第12条</u> <u>入所者</u>は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに変更又は<u>退所</u>する旨を指定管理者に届け出なければならない。 (1) 支援住宅の利用を必要としなくなったとき。 (2) 死亡又は転出したとき。 (3) 第5条第2項に規定する状態に至ったとき。 (明渡し請求) <u>第13条</u> 指定管理者は、<u>入所者</u>が次の各号のいずれかに該当するときは、<u>当該</u>支援住宅の明渡しを請求することができる。 (1) 利用料金を3か月以上滞納したとき。 (2) 支援住宅の施設を故意に滅失し、又は損傷したとき。 2 前項の規定に基づく請求を受けたときは、<u>入所者</u>は、速やかに<u>当該</u>支援住宅を明け渡さなければならない。

改正後	改正前
<u>第15条</u> 入居者は、支援住宅及びその周辺の環境を乱し、又は他の者に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。 (転貸等の禁止) <u>第16条</u> 入居者は、居室を他の者に転貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。 (目的外使用) <u>第17条</u> 入居者は、居室の構造又は設備を変更してはならない。ただし、入居者等の日常生活上必要不可欠な改修であって、指定管理者の承認及び町長の同意を得たものについては、この限りでない。 (原状回復) <u>第18条</u> 入居者は、支援住宅の施設又は備品を故意に滅失し、又は損傷したときは、原形に復さなければならない。 <u>2</u> 入居者は、<u>第17条</u>ただし書の規定により居室を改修した場合は、退去する際に原形に復さなければならない。 <u>3</u> 指定管理者は、町長と協議して特別な事情があると認めるときは、<u>前2項の規定を適用しないことができる。</u> (委任) <u>第19条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。	(委任) <u>第14条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

■議案第 102 号 災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する関係
条例の整備に関する条例について

【要旨】

災害その他非常時の場合における給水装置工事及び排水設備工事について、他市町村の指定を受けた工事事業者等による対応を可能とするため、関係する条例を改正するものです。

災害時等における給水装置工事及び排水設備工事に関する整備を行う関係条例

1. 四万十町農業集落排水処理施設条例

第9条第1項にただし書を加えます。

2. 四万十町公共下水道条例

第6条に1項加えます。

3. 四万十町給水条例

第11条第1項にただし書を加えます。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

公布の日

四万十町農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町農業集落排水処理施設条例 (排水設備の工事の実施) 平成18年3月20日条例第112号 第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者が認めた者（以下「指定者」という。）でなければ行ってはならない。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 (略)	○四万十町農業集落排水処理施設条例 (排水設備の工事の実施) 平成18年3月20日条例第112号 第9条 排水設備の新設等の工事は、管理者が認めた者（以下「指定業者」という。）でなければ行ってはならない。 2 (略)

四万十町公共下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町公共下水道条例 (排水設備等の設計及び工事の実施) 平成18年3月20日条例第155号 第6条 (略) <u>2 前項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。）の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときは、この限りでない。</u>	○四万十町公共下水道条例 (排水設備等の設計及び工事の実施) 平成18年3月20日条例第155号 第6条 (略)

四万十町給水条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町給水条例 (工事の施行) 第11条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の2第1項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 (略)	○四万十町給水条例 (工事の施行) 平成18年3月20日条例第187号 第11条 工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の規定により指定した者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 (略)

■議案第 103 号 四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例について

【要旨】

ケーブルネットワーク事業の運営開始から 15 年以上が経過し、事務の省力化や合理化を図ってきた結果、既存の条例の規定と運営状況に不整合が生じてきたため、本条例を改正するものです。

【改正内容】

(1) 宅内工事指定業者に関する規定を削除

ケーブルネットワーク整備当初は、既存の住宅等へ新たに配線を敷設する必要があったため、宅内工事は講習を受けた指定業者のみが施工することで一定の技術レベルを担保していた経過があります。しかし、町内全域でのネットワーク整備の完了以後は既存の住宅等に配線をするケースが著しく減少し、また住宅の新築や改修などの際は建築施工業者において配線を敷設するケースが多数を占め、宅内工事のみ指定業者に依頼することで逆に利用者に不便を生じさせる恐れがあるため、当該規定を削除します。

(2) デジタルチューナー及びセットトップボックスの貸与に関する規定を削除

ケーブルネットワーク整備当初は、デジタル放送への移行の過渡期であったため、アナログ放送終了後の救済措置として希望する世帯にデジタルチューナーを貸与していたが、現在は貸与希望者がいない状況です。また、有料番組用のセットトップボックスについては、本年 10 月より番組の配信方式を変更したことで設備が不要となったことから、当該規定を削除します。

(3) 各種サービスの休止及び再開に係る事務手数料を撤廃

サービスの休止及び再開、インターネットサービスの変更などには 1 手続きにつき 100 円を徴収していましたが、徴収に係る事務手続きの簡素化とサービス向上を目的にこれを撤廃し、当該規定を削除します。

(4) 既に終了したインターネット付加機能に関する規定の削除、字句の修正

既に提供を終了した I P 電話利用料等のインターネット付加機能のサービスに関する規定を削除するとともに、条文全体の字句の修正をします。

【新旧対照表】

別紙のとおり

【施行期日】

令和 8 年 1 月 1 日

四万十町ケーブルネットワーク条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○四万十町ケーブルネットワーク条例 平成20年6月13日条例第24号 目次 第1章 総則 (第1条—第6条) 第2章 加入 (第7条—第9条) 第3章 工事 (第10条) 第4章 使用料 (第11条) 第5章 加入金等の減免 (第12条・第13条) 第6章 宅内設備等 (第14条—第16条) 第7章 放送通信サービスの利用の休止等 (第17条・第18条) 第8章 放送 (第19条—第25条) 第9章 インターネット 第1節 加入 (第26条・第27条) 第2節 使用料 (第28条) 第3節 使用料の減免 (第29条・第30条) 第4節 インターネットサービスの利用の停止等 (第31条) 第5節 インターネットサービスの提供の中断等 (第32条—第37条) 第10章 審議会 (第38条—第42条) 第11章 損害賠償 (第43条) 第12章 雑則 (第44条) 第13章 罰則 (第45条) 附則 第1章 総則 (目的)	○四万十町ケーブルネットワーク条例 平成20年6月13日条例第24号 目次 第1章 総則 (第1条—第6条) 第2章 加入 (第7条—第9条) 第3章 工事 (第10条・第11条) 第4章 使用料 (第12条) 第5章 加入金等の減免 (第13条・第14条) 第6章 宅内設備等 (第15条—第19条) 第7章 放送通信サービスの利用の休止等 (第20条・第21条) 第8章 放送 (第22条—第28条) 第9章 インターネット 第1節 加入 (第29条・第30条) 第2節 使用料 (第31条) 第3節 使用料の減免 (第32条・第33条) 第4節 インターネットサービスの利用の停止等 (第34条) 第5節 インターネットサービスの提供の中断等 (第35条—第40条) 第10章 審議会 (第41条—第45条) 第11章 損害賠償 (第46条) 第12章 雑則 (第47条・第48条) 第13章 罰則 (第49条) 附則 第1章 総則 (目的)

改正後	改正前
第1条 (略) (名称及び位置)	第1条 (略) (名称及び位置)
第2条 情報施設の総称並びに各施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 四万十町ケーブルネットワークセンター 四万十町香月が丘 <u>8番102号</u> (3)～(5) (略) (6) <u>河川・海岸等監視カメラ</u> 規則で定める位置 (用語の定義)	第2条 情報施設の総称並びに各施設の名称及び位置は、次のとおりとする。 (1) (略) (2) 四万十町ケーブルネットワークセンター 四万十町香月が丘 <u>1434番地1</u> (3)～(5) (略) (6) <u>防災監視カメラ</u> 規則で定める位置 (用語の定義)
第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略) <u>削除</u>	第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)・(2) (略)
<u>(3)</u> 幹線ケーブル 情報センターから加入者宅直近のクロージャ一までを結ぶ光ファイバケーブルをいう。 <u>(4)</u> 引込工事 クロージャからONUまでの光ファイバケーブル引込線の配線工事及び接続工事をいう。 <u>削除</u>	<u>(3)</u> セットトップボックス (STB) デジタル放送及び有料チャネルを受信するため、宅内に設置する町が指定する受信機をいう。 <u>(4)</u> 幹線ケーブル 情報センターから加入者宅直近のクロージャ一までを結ぶ光ファイバケーブルをいう。 <u>(5)</u> 引込工事 クロージャからONUまでの光ファイバケーブル引込線の配線工事及び接続工事をいう。 <u>(6)</u> 宅内工事 ONUからの宅内配線、受信機の接続及び調整をいう。
<u>(5)</u> 宅内設備 利用者が放送通信サービスを利用するために使用するONU等、加入者宅内に設置する設備をいう。	<u>(7)</u> 宅内設備 利用者が放送通信サービスを利用するために使用するセットトップボックス、デジタルチューナー及び家屋に附属するONU並びに告知放送端末機をいう。
<u>(6)</u> 告知放送端末機 緊急放送など、音声告知を提供するため、加	<u>(8)</u> 告知放送端末機 緊急放送など、音声告知を提供するため、加

改正後	改正前
入者宅に設置する機器をいう。 <u>削除</u> (指定管理者による管理) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) 放送法の目的及び放送番組の編集等に関する通則を遵守すること。 (2)～(5) (略) 6 第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては第2章から第11章 (第8条第2項、<u>第11条第2項、第13条第4項、第21条第1項、第28条第2項及び第37条</u>を除く。) の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第10条、第15条第3項、第18条第2項、第24条第3項及び第25条</u>中「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。 (加入金) 第8条 前条第1項及び第2項の規定により放送通信サービスの提供に係る町長の承認を受けた個人又は法人その他の団体(以下「加入者」という。)は、別表第1に定める額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。) <u>及び</u>消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額。以下「消費税額等」という。) <u>を加えた金額</u>の加入金を納付しなければならない。この場合において、同条第2項第1号アの規定に	入者宅に設置する機器をいう。 (9) <u>指定業者 引込工事又は宅内工事を行うことができる業者で、町長が指定したものをいう。</u> (指定管理者による管理) 第6条 (略) 2～4 (略) 5 (略) (1) 放送法 (<u>昭和25年号外法律第132号</u>) の目的及び放送番組の編集等に関する通則を遵守すること。 (2)～(5) (略) 6 第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合においては第2章から第11章 (第8条第2項、<u>第12条第2項、第14条第4項、第24条第1項及び第40条</u>を除く。) の規定中「町長」とあるのは「指定管理者」と、<u>第11条、第18条第3項、第21条第2項、第27条第3項、第28条</u>中「町」とあるのは「指定管理者」と読み替えて、これらの規定を適用する。 (加入金) 第8条 前条第1項及び第2項の規定により放送通信サービスの提供に係る町長の承認を受けた個人又は法人その他の団体(以下「加入者」という。)は、別表第1に定める額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。) <u>と</u>、消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額 <u>を加えた金額</u> (この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) の加入金を納付しなければならない。この場合において、同条第2項第1号アの規定による加入者によっては当該共同住

改正後	改正前
よる加入者にあつては当該共同住宅又は貸家住宅の居住が可能な数のうちONUを設置した数に應じなければならない。	宅又は貸家住宅の居住が可能な数のうちONUを設置した数に應じて、それぞれ加入金を納付しなければならない。
2 第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第1に掲げる額に、<u>消費税額等を加えた金額</u>の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める<u>額</u>とする。	2 第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第1に掲げる額に、<u>消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める。その額を変更するときも、同様とする。</u>
3・4 (略) 第3章 工事 <u>削除</u>	3・4 (略) 第3章 工事 <u>（宅内工事の施工）</u> <u>第10条 宅内工事の施工は、指定業者が実施するものとする。</u>
(引込工事等に要する費用負担) <u>第10条</u> (略) 第4章 使用料 (使用料) <u>第11条</u> (略)	2 <u>指定業者に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u> (引込工事等に要する費用負担) <u>第11条</u> (略) 第4章 使用料 (使用料) <u>第12条</u> (略)
2 前項の使用料の額は、別表第2に掲げる額に、<u>消費税額等</u>を加えた金額の<u>範囲内において町長が定める額</u>とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあっては、別表第2に掲げる額に、<u>消費税額等</u>を加えた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める<u>額</u>とする。	2 前項の使用料の額は、別表第2の<u>額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数</u>

改正後	改正前
3 (略) 4 居住地若しくは勤務地の事情により、通常の放送通信サービスの利用が制限される利用者については、使用料を町長が別に定めることができる。 5・6 (略) 第5章 加入金等の減免 (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の減額) <u>第12条</u> 町長は、加入者又は利用者（第7条第2項第1号ア及び第2号の加入者又は利用者を除く。）からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合に、第8条第1項の加入金のうち基本コースの使用料をそれぞれ規則で定める額に減額することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略) (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の免除) <u>第13条</u> 町長は、地域が管理する集会所に設置する場合において、区長	<u>を切り捨てた金額</u>)とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合にあつては、別表第2に掲げる額に、<u>消費税</u>法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める。<u>その額を変更するときも、同様とする。</u> 3 (略) 4 <u>情報通信サービスの利用の日数が</u>居住地若しくは勤務地の事情により、通常の放送通信サービスの利用が制限される利用者については、使用料を町長が別に定めることができる。 5・6 (略) 第5章 加入金等の減免 (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の減額) <u>第13条</u> 町長は、加入者又は利用者（第7条第2項第1号ア及び第2号の加入者又は利用者を除く。<u>この条及び第16条において同じ。</u>）からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合に、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用及び前条第2項の使用料のうち基本コースの使用料をそれぞれ規則で定める額に減額することができる。 (1)～(4) (略) 2 (略) (加入金、引込工事に要する費用及び使用料の免除) <u>第14条</u> 町長は、地域が管理する集会所に設置する場合において、区長

改正後	改正前
から申請があつたときは、第8条第1項の加入金、<u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用及び<u>第11条第2項</u>の使用料のうちの基本コースの使用料をそれぞれ免除することができる。 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、町長は、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、第8条第1項の加入金、<u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用及び<u>第11条第2項</u>の使用料をそれぞれ免除することができる。 第6章 宅内設備等 (告知放送端末機の貸与) <u>第14条</u> (略)	から申請があつたときは、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用及び<u>第12条第2項</u>の使用料のうちの基本コースの使用料をそれぞれ免除することができる。 2・3 (略) 4 第1項の規定にかかわらず、町長は、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用及び<u>第12条第2項</u>の使用料をそれぞれ免除することができる。 第6章 宅内設備等 (告知放送端末機の貸与) <u>第15条</u> (略)
<u>削除</u>	<u>第16条</u> 町長は、セットトップボックスを利用者に貸与することができる。
	2 利用者は、前項の規定によりセットトップボックスの貸与を受けたときは、別表第3に定める額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の使用料を納付しなければならない。 3 町長は、利用者からの申請に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合に、セットトップボックス又はデジタルチューナーを利用者に対し一台に限り無償で貸与することができる。 (1) <u>生活保護法の規定による生活扶助を受けている者</u> (2) <u>住民税所得割課税世帯を除く世帯で世帯全員が65歳以上の場合</u>

改正後	改正前
(3) 住民税非課税世帯で重度障害者がいる場合 (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合 4 前項の取扱いについては、規則で定める。 5 前条第2項の規定は、利用者が貸与を受けたセットトップボックス又はデジタルチューナーについて準用する。 (善良な宅内設備の管理義務) 第17条 利用者は、宅内設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。 (宅内設備の管理等) 第15条 加入者又は利用者は、宅内設備を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、宅内設備に異常を発見したときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2・3 (略) (宅内設備等の移転又は変更) 第16条 (略) 2 前項の規定による移転又は変更は、加入者又は利用者が2万円を超えない範囲内で町長が別に定める額を負担しなければならない。ただし、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者又は利用者の都合によりONUの位置を移転若しくは変更する場合は、当該人がその額（<u>第10条第2項ただし書</u>）の場合を除き、同条第1項本文の費用を含め6万円を超える場合はその額を限度額とする。）を負担しなければならない。 第7章 放送通信サービスの利用の休止等 (放送通信サービスの利用の休止又は再開) 第17条 (略) 2 (略)	(3) <u>住民税非課税世帯で重度障害者がいる場合</u> (4) <u>前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める場合</u> 4 <u>前項の取扱いについては、規則で定める。</u> 5 <u>前条第2項の規定は、利用者が貸与を受けたセットトップボックス又はデジタルチューナーについて準用する。</u> <u>(善良な宅内設備の管理義務)</u> 第17条 <u>利用者は、宅内設備を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</u> (宅内設備の管理等) 第18条 加入者又は利用者は、宅内設備に異常を発見したときは、直ちに町長に届け出なければならない。 2・3 (略) (宅内設備等の移転又は変更) 第19条 (略) 2 前項の規定による移転又は変更は、加入者又は利用者が2万円を超えない範囲内で町長が別に定める額を負担しなければならない。ただし、法人その他の団体（事業を営む個人を含む。）である加入者又は利用者の都合によりONUの位置を移転若しくは変更する場合は、当該人がその額（<u>第11条第2項ただし書</u>）の場合を除き、同条第1項本文の費用を含め6万円を超える場合はその額を限度額とする。）を負担しなければならない。 第7章 放送通信サービスの利用の休止等 (放送通信サービスの利用の休止又は再開) <u>第20条 (略)</u> 2 (略)

改正後	改正前
<u>削除</u> (放送通信サービスの利用の停止又は加入の脱退) <u>第18条</u> 利用者が放送通信サービスの利用を停止し、又は加入者がその加入を脱退しようとするときは、町長に届け出なければならない。この場合において、第8条第1項の加入金、<u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第11条第1項</u>の使用料に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付しなければならない。 2 (略) 第8章 放送 (放送番組) <u>第19条</u> (略) (放送番組の内容及び放送時間) <u>第20条</u> (略) (放送番組の内容の変更) <u>第21条</u> 町長は、<u>第38条</u>の四万十町ケーブルネットワーク放送番組審議会の答申を受け、相当の理由があるとき又はやむを得ない事由があると認めるときは、放送番組の内容について意見を述べることができる。 2 (略) (広告及び宣伝)	3 <u>利用者は、放送通信サービスの利用を休止若しくは再開する場合、別表第4の額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の手数料を納付しなければならない。</u> (放送通信サービスの利用の停止又は加入の脱退) <u>第21条</u> 利用者が放送通信サービスの利用を停止し、又は加入者がその加入を脱退しようとするときは、町長に届け出なければならない。この場合において、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第12条第1項</u>の使用料に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付しなければならない。 2 (略) 第8章 放送 (放送番組) <u>第22条</u> (略) (放送番組の内容及び放送時間) <u>第23条</u> (略) (放送番組の内容の変更) <u>第24条</u> 町長は、<u>第41条</u>の四万十町ケーブルネットワーク放送番組審議会の答申を受け、相当の理由があるとき又はやむを得ない事由があると認めるときは、放送番組の内容について意見を述べることができる。 2 (略) (広告及び宣伝)

改正後	改正前
<u>第22条</u> (略) (放送番組の内容の提供禁止) <u>第23条</u> (略) (放送通信サービスの提供の停止等) <u>第24条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) 利用者が、納期から3月以上にわたり<u>第11条第2項</u>の使用料を納付しないとき。 (5) (略) 2～4 (略) (免責事項) <u>第25条</u> (略) 第9章 インターネット 第1節 加入 (ケーブルインターネットの加入申込み) <u>第26条</u> (略) 2 町長は、第8条第1項の加入金、<u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第11条第2項</u>の使用料に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとする。この場合において、町長は、加入申込みを受理した日から起算して30日以内に、申込者に通知するものとする。 (インターネットサービスの種類の変更) <u>第27条</u> 前条の規定によりインターネットサービス提供に係る町長の承認を受けた利用者(以下「インターネット加入者」という。)は、インターネットサービス種類変更申請書を町長に提出し、インターネットサービスの変更をすることができる。	<u>第25条</u> (略) (放送番組の内容の提供禁止) <u>第26条</u> (略) (放送通信サービスの提供の停止等) <u>第27条</u> (略) (1)～(3) (略) (4) 利用者が、納期から3月以上にわたり<u>第12条第2項</u>の使用料を納付しないとき。 (5) (略) 2～4 (略) (免責事項) <u>第28条</u> (略) 第9章 インターネット 第1節 加入 (ケーブルインターネットの加入申込み) <u>第29条</u> (略) 2 町長は、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第12条第2項</u>の使用料に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとする。この場合において、町長は、加入申込みを受理した日から起算して30日以内に、申込者に通知するものとする。 (インターネットサービスの種類の変更) <u>第30条</u> 前条の規定によりインターネットサービス提供に係る町長の承認を受けた利用者(以下「インターネット加入者」という。)は、インターネットサービス種類変更申請書を町長に提出し、インターネットサービスの変更をすることができる。<u>この場合において、別表第4の額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税</u>

改正後	改正前
2 町長は、第8条第1項の加入金、<u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第11条第2項</u>の使用料に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとする。この場合においては、町長は、インターネットサービス種類変更申請書を受理した日から起算して30日以内に、インターネット加入者に通知するものとする。 第2節 使用料 (使用料) <u>第28条</u> (略) 2 前項の使用料の額は、<u>別表第3に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内において町長が定める額とする。ただし、第6条第2項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合には、別表第3に掲げる額に、消費税額等を加えた金額の範囲内で、あらかじめ町長の承認を得て当該指定管理者が定める額とする。</u> 3 (略) 4 <u>第11条第5項</u>の規定は、第1項の使用料の減額について準用する。 5 (略) 第3節 使用料の減免 (使用料の減額) <u>第29条</u> (略)	の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）の手数料を納付しなければならない。 2 町長は、第8条第1項の加入金、<u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用又は<u>第12条第2項</u>の使用料に滞納があるときは、前項の承認を行わないものとする。この場合においては、町長は、インターネットサービス種類変更申請書を受理した日から起算して30日以内に、インターネット加入者に通知するものとする。 第2節 使用料 (使用料) <u>第31条</u> (略) 2 前項の使用料の額は、<u>別表第5の額に、消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額（以下この項において「消費税額」という。）と、消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額（この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）とする。</u> 3 (略) 4 <u>第12条第5項</u>の規定は、第1項の使用料の減額について準用する。 5 (略) 第3節 使用料の減免 (使用料の減額) <u>第32条</u> (略)

改正後	改正前
(使用料の免除) <u>第30条</u> 町長は、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、<u>第28条第2項</u>の使用料をそれぞれ免除することができる。 第4節 インターネットサービスの利用の停止等 (インターネットサービスの利用の停止等) <u>第31条</u> インターネット加入者は、インターネットサービスの利用を停止しようとするときは、町長に届け出なければならない。この場合において、<u>第28条第2項</u>の使用料に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付しなければならない。 <u>削除</u> 第5節 インターネットサービスの提供の中断等 (インターネットサービスの提供の中断) <u>第32条</u> (略) (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりインターネットサービスの提供を中断したときは、<u>第28条第2項</u>の使用料を減額しないものとする。 (インターネットサービスの提供の停止) <u>第33条</u> (略) (1)～(5) (略)	(使用料の免除) <u>第33条</u> 町長は、天災地変その他やむを得ない事由があると認めるときは、<u>第31条第2項</u>の使用料をそれぞれ免除することができる。 第4節 インターネットサービスの利用の停止等 (インターネットサービスの利用の停止等) <u>第34条</u> インターネット加入者は、インターネットサービスの利用を停止しようとするときは、町長に届け出なければならない。この場合において、<u>第31条第2項</u>の使用料に未納金があるときは、当該届出と同時にこれを納付しなければならない。 <u>2</u> インターネット加入者は、<u>インターネットサービスの利用を休止若しくは再開する場合、別表第4の額に、消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た金額(以下この項において「消費税額」という。)</u>と、消費税額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額を加えた金額(この金額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)の手数料を納付しなければならない。 第5節 インターネットサービスの提供の中断等 (インターネットサービスの提供の中断) <u>第35条</u> (略) (1)～(3) (略) 2 (略) 3 第1項の規定によりインターネットサービスの提供を中断したときは、<u>第31条第2項</u>の使用料を減額しないものとする。 (インターネットサービスの提供の停止) <u>第36条</u> (略) (1)～(5) (略)

改正後	改正前
(6) 納期から3月以上にわたり<u>第28条第2項</u>の使用料を納付しないとき。 (7) (略) (負担区分) <u>第34条</u> (略) (権利の譲渡禁止等) <u>第35条</u> (略) (免責事項) <u>第36条</u> <u>第25条</u>の規定は、インターネットサービスの提供の停止について準用する。 (インターネットサービスの終了) <u>第37条</u> (略) 第10章 審議会 (審議会の設置) <u>第38条</u> (略) (所掌事務) <u>第39条</u> (略) (組織) <u>第40条</u> (略) (会長及び副会長) <u>第41条</u> (略) (会議) <u>第42条</u> (略) 第11章 損害賠償 (損害賠償) <u>第43条</u> (略)	(6) 納期から3月以上にわたり<u>第31条第2項</u>の使用料を納付しないとき。 (7) (略) (負担区分) <u>第37条</u> (略) (権利の譲渡禁止等) <u>第38条</u> (略) (免責事項) <u>第39条</u> <u>第28条</u>の規定は、インターネットサービスの提供の停止について準用する。 (インターネットサービスの終了) <u>第40条</u> (略) 第10章 審議会 (審議会の設置) <u>第41条</u> (略) (所掌事務) <u>第42条</u> (略) (組織) <u>第43条</u> (略) (会長及び副会長) <u>第44条</u> (略) (会議) <u>第45条</u> (略) 第11章 損害賠償 (損害賠償) <u>第46条</u> (略)

改正後	改正前												
第12章 雑則 (規則への委任) <u>第44条</u> (略) 第13章 罰則 (過料) <u>第45条</u> (略) (1)～(3) (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>第10条第1項</u>の引込工事に要する費用 (3) <u>第11条第2項</u>の使用料 (4) <u>第28条第2項</u>の使用料 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第6条第6項の<u>読替規定</u>のうち、<u>第10条</u>及び第5章の<u>読替規定</u>は、平成21年4月1日から適用する。 2 (略) 第4条 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、<u>第40条第3項</u>の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。 別表第1 (第8条関係) <table><tr><th>区分</th><th>加入金</th><th>備考</th></tr><tr><td>ケーブルテレビ加入金</td><td>38,100円</td><td>①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該</td></tr></table>	区分	加入金	備考	ケーブルテレビ加入金	38,100円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該	第12章 雑則 (規則への委任) <u>第47条</u> (略) 第13章 罰則 (過料) <u>第48条</u> (略) (1)～(3) (略) 2 (略) (1) (略) (2) <u>第11条第1項</u>の引込工事に要する費用 (3) <u>第12条第2項</u>の使用料 (4) <u>第31条第2項</u>の使用料 附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成20年10月1日から施行する。ただし、第6条第6項の<u>読み替え規定</u>のうち、<u>第11条</u>及び第5章の<u>読み替え規定</u>は、平成21年4月1日から適用する。 2 (略) 第4条 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、<u>第43条第3項</u>の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。 別表第1 (第8条関係) <table><tr><th>区分</th><th>加入金</th><th>備考</th></tr><tr><td>ケーブルテレビ加入金</td><td>38,100円</td><td>①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該</td></tr></table>	区分	加入金	備考	ケーブルテレビ加入金	38,100円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該
区分	加入金	備考											
ケーブルテレビ加入金	38,100円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該											
区分	加入金	備考											
ケーブルテレビ加入金	38,100円	①共同住宅又は貸家住宅の場合において、その所有者が加入者であるときは、38,100円に加入者が設置を希望する当該											

改正後		改正前	
別表第2 (第11条関係)	住宅の居住数を乗じて得た額	別表第2 (第12条関係)	住宅の居住数を乗じて得た額
	② 条例の施行日においてテレビ共同受信施設等で受信していた難視聴地域又は加入申込書を提出する段階において条例第19条第2号の放送番組が受信困難な地域の場合にあつては、当該加入金から規則で定める額を控除した額とする。		② 条例の施行日においてテレビ共同受信施設等で受信していた難視聴地域又は加入申込書を提出する段階において条例第22条第2号の放送番組が受信困難な地域の場合にあつては、当該加入金から規則で定める額を控除した額とする。
	サービスの種別		サービスの種別
	基本コース		基本コース
別表第3 (第16条関係)	有料番組コース	別表第3 (第16条関係)	有料番組コース
	月額使用料		月額使用料
	960円		960円
	1,800円		町長が別に定める
削除		別表第4 (第20条、第30条及び第34条関係)	
別表第3 (第28条関係)	月額使用料	別表第4 (第20条、第30条及び第34条関係)	月額使用料
	960円		480円
	1,800円		(1台につき)
			当該機器の使用期間が5年経過する月の翌月から、利用者に所有権移転するものとす
削除		別表第5 (第31条関係)	
別表第3 (第28条関係)	手数料	別表第5 (第31条関係)	手数料
	100円 / 1回につき		100円 / 1回につき
(1) インターネットの使用料		(1) インターネットの使用料	
コース名	最大速度	コース名	最大速度
	月額使用料		月額使用料

改正後			改正前		
低速インターネット	<u>町長が別に定める。</u>	<u>6,000円</u>	低速インターネット	<u>町長が別に定める</u>	<u>基本コースに含まれる（無料）</u>
高速インターネット	<u>町長が別に定める。</u>		高速インターネット	<u>町長が別に定める</u>	<u>町長が別に定める</u>
(2) インターネット付加機能の使用料			(2) インターネット付加機能の使用料		
付加機能	初期費用	月額使用料	付加機能	初期費用	月額使用料
メール追加使用料			メール追加使用料		
Webメール&メール転送サービス			Webメール&メール転送サービス		
商用ホームページ掲載料			商用ホームページ掲載料		
固定IPサービス	<u>3,000円</u>	<u>2,500円</u>	<u>セキュリティサービス</u>		
メールアドレス変更手数料			固定IPサービス		
その他必要な付加機能			<u>ローミングサービス</u>	町長が別に定める	
			<u>有害サイトチェックサービス</u>		
			<u>IP電話利用料</u>		
			<u>スパムメールチェックサービス</u>		
			<u>コース変更手数料</u>		
			メールアドレス変更手数料		
			その他必要な付加機能		

■議案第 104 号 四万十町旧都築邸に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町旧都築邸は、伝統的建造物の保存及び地域文化の振興及び地域住民の交流活動等に寄与することを目的に設置したものです。

当該施設は、令和 3 年 4 月 1 日から特定非営利活動法人 L I F E が指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和 8 年 3 月 31 日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 18 年四万十町条例第 52 号）第 4 条の規定により指定管理者の候補者として「特定非営利活動法人 L I F E」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を求めるものです。

【指定管理の概要】

名 称	四万十町旧都築邸
所 在 地	四万十町茂串町 2 番 3 号
指 定 管 理 者	四万十町宮内 76 番地 7 特定非営利活動法人 L I F E 代表理事 井上 義之
指 定 期 間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 5 年間

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 2 条の規定により実施した公募に 1 者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、選定基準以上の得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

地方自治法（抜粋）

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 （略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手続、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 （略）

四万十町旧都築邸条例（平成 18 年四万十町条例第 136 号）（抜粋）

（管理）

第 3 条 施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（募集）

第 2 条 町長又は委員会（以下「町長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

（1）～（7） （略）

（選定方法等）

第 4 条 町長等は、前条の規定に基づく申請書等の提出があったときは、次に掲げる選定の基準に照らし、総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

（1）～（5） （略）

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町旧都築邸)

1. 選定までの経過

令和7年8月5日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月1日	公募開始（広報・ホームページ）
9月1日～10月17日	公募期間
11月7日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称： 四万十町旧都築邸
所 在 地： 四万十町茂串町2番3号
指定予定期間： 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：1団体

※申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 特定非営利活動法人L I F E
- ・代表者名 代表理事 井上 義之
- ・所 在 地 四万十町宮内76番地7

(3) 候補者団体の設立目的及び主な業務内容（申請書類より抜粋）

〔設立目的〕 四万十地域を中心に、自然を規範とし、人に寄り添った暮らしの提案を行うことにより、地域に暮らす人、関わる全ての人の幸せを創造することにより、地域の活性化を図り、暮らしを豊かにすることを目的とする。

〔主な業務内容〕

移住・定住支援事業、人材育成事業、観光事業、イベント運営事業、農業者支援事業、子ども・育児支援事業、起業支援事業等

(4) 候補者の実績

- ①四万十町旧都築邸の指定管理 (2018年4月～ 現在)
- ②四万十町チャレンジショップ (2017年 ～ 現在)

4. 採点結果

指定候補者： 特定非営利活動法人L I F E

総得点 416 点（600 点満点） 69.3 点（100 点換算）

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例第4条	採点 (満点)	得点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの 向上が図られるものであること。	180	127
公の施設の効用を最大限に発揮するもので あること。	120	83
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に 係る経費の縮減が図られるものであること。	120	79
公の施設の管理を安定して行う人員、資産そ の他の経営の規模及び能力を有しており、又 は確保できる見込みがあること。	120	80
その他町長等が別に定める事項	60	47
合 計	600	416

※ 指定候補者の特定非営利活動法人L I F Eは、「四万十町旧都築邸」指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が6割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が1団体のみの場合であっても、選定委員会の定める総合得点の6割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- | | |
|---|-------|
| (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 | 山中 恵子 |
| (2) 一般社団法人奥四万十高知 事務局長 | 富岡 哲也 |
| (3) 高知大学次世代地域創造センター
教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 | 岡村 健志 |
| (4) 高知銀行 窪川支店・大正支店 支店長 | 岡村 啓右 |
| (5) (株) モデルビレッジ 代表取締役 | 小松 一之 |
| (6) 四万十町商工会 事務局長 | 宮田 博文 |

■議案第105号 四万十町総合交流拠点施設に係る指定管理者の指定について

【要旨】

四万十町総合交流拠点施設は、都市住民との交流、農林業の振興及び情報発信等による地域活性化を図ることを目的に設置したものです。

当該施設は、令和3年4月1日から株式会社とおわが指定管理者として指定管理業務を行ってきましたが、令和8年3月31日をもって指定期間が満了します。

このため、引き続き指定管理者による管理を実施することとし、四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年四万十町条例第52号）第4条の規定により指定管理者の候補者として「株式会社とおわ」を選定しましたので、同候補者を指定管理者に指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

また、今回、同じく指定管理期間の終了となる、同一施設内に位置する四万十川ジップラインと指定管理者を一本化することで、施設管理の集約化や連携強化が図られることから、同一施設として公募を行っています。

【指定管理の概要】

名 称	四万十町総合交流拠点施設
所 在 地	四万十町十和川口62番地9
指 定 管 理 者	四万十町十和川口62番地9 株式会社とおわ 代表取締役 中野 千里
指 定 期 間	令和8年4月1日から令和13年3月31日まで 5年間

【指定管理者の候補選定理由】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定により実施した公募に1者の応募がありましたので、四万十町指定管理者選定委員会で次の事項等について評価し、審査した結果、選定基準以上の得点を獲得した者を選定しています。

- ① 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。
- ② 公の施設の効用を最大限に発揮するものであること。
- ③ 公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ④ 公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込みがあること。

【根拠法令】

四万十町総合交流拠点施設条例（平成 18 年 9 月 27 日条例第 233 号）（抜粋）

（管理運営）

第 3 条 交流拠点施設の管理及び運営は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、町長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

四万十町体験型観光施設条例（令和 2 年 3 月 23 日条例第 1 号）（抜粋）

（指定管理者による管理）

第 9 条 体験観光施設の管理は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 244 条の 2 第 3 の規定により、法人その他の団体で町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2・3 （略）

地方自治法及び四万十町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例は、議案第 104 号に同じ

四万十町指定管理者選定委員会における審査結果
(四万十町総合交流拠点施設)

1. 選定までの経過

令和7年8月 5日	選定委員打合せ（施設概要・募集要項等説明）
9月 1日	公募開始（広報・ホームページ）
9月 1日～10月17日	公募期間
11月 7日	プレゼンテーション・選定委員会開催

2. 選定対象施設

名 称： 四万十町総合交流拠点施設
所 在 地： 四万十町十和川口 62 番地 9
指定予定期間： 令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

3. 申請の状況及び選定結果

(1) 申請団体数：1団体

※申請資格要件を満たしていることが確認された。

(2) 指定管理者候補者

- ・団体名称 株式会社とおわ
- ・代表者名 代表取締役 中野 千里
- ・所 在 地 四万十町十和川口 62 番地 9

(3) 候補者団体の設立目的及び主な業務内容（申請書類より抜粋）

〔設立目的〕 適正かつ公正・公平なこの道の駅四万十とおわの管理、運営の受託、そして十和地区を拠点に、【次世代による地域活性、地域振興】【観光、地場産品の商品開発及び販売】【新たな雇用創出と人材育成】を主として掲げ、地域の自立促進に向け、個性ある、魅力ある、地域創り、人創りに関わり、道の駅の活性化に取り組む。

会社のコンセプトは「まあるくつながる、しまんとで」。地域にすでにある事業所や団体、行政と共に考え、動き、十和地域を1つにまとめる調整役を担い、新たな中堅組織としてこの会社を機能させ、先駆者同様、この十和地域に貢献するべく、この会社を設立。

〔主な業務内容〕

- ・観光物産センター及び交流施設等施設の受託、管理運営
- ・農林水産物の生産、商品開発、加工及び販売
- ・観光土産物の生産及び販売
- ・レストラン及び喫茶店等飲食店の経営
- ・観光及びレジャー等に関する各種イベントの企画等

(4) 候補者の実績

- ①道の駅四万十とおわの指定管理 (2021 年 4 月～ 現在)
- ②四万十川ジップラインの指定管理 (2023 年 4 月～ 現在)

4. 採点結果

指定候補者： 株式会社とおわ

総得点 464 点 (600 点満点) 77.3 点 (100 点換算)

【審査集計表】

四万十町公の施設に係る指定管理者の指定 手続等に関する条例第 4 条	採点 (満点)	得点
利用者の平等な利用の確保及びサービスの 向上が図られるものであること。	180	140
公の施設の効用を最大限に発揮するもので あること。	180	137
公の施設の適切な維持及び管理並びに管理に 係る経費の縮減が図られるものであること。	60	46
公の施設の管理を安定して行う人員、資産そ の他の経営の規模及び能力を有しており、又 は確保できる見込みがあること。	120	95
その他町長等が別に定める事項	60	46
合 計	600	464

※ 指定候補者の株式会社とおわは、「四万十町総合交流拠点施設」指定管理者募集要項に規定する次の事項には該当していない。

- ・ 総合得点が 6 割に満たない場合は選定しない。
- ・ 応募団体が 1 団体のみであっても、選定委員会の定める総合得点の 6 割に満たない場合は選定しない。

5. 選定委員

- (1) 高知県産業振興推進部地域産業振興監 山中 恵子
- (2) 一般社団法人奥四万十高知 事務局長 富岡 哲也
- (3) 高知大学次世代地域創造センター
教育研究部総合科学系
地域協働教育学部門准教授 岡村 健志
- (4) 高知銀行 窪川支店・大正支店 支店長 岡村 啓右
- (5) (株) モデルビレッジ 代表取締役 小松 一之
- (6) 四万十町商工会 事務局長 宮田 博文